

十一 パの甥マコ爾曹に安を問このマコの事に就てハ爾曹すでに命を受たり彼
 もし爾曹に至らバ之を接べし十二ユストと名るイエス爾曹に安をどふ割禮
 を受し者のうち惟この三人のみ我と偕に神の國の爲に勞けり我かれら
 由て安慰を得しなり十二爾曹の中の一人にてキリストイエスの僕なるエバ
 フラス爾曹に安を問彼の恆に爾曹の爲に力を盡て祈禱をなし爾曹が完全
 をえ心を堅して立すべての事神の旨に遵んことを願へり十三われ彼が爾
 曹およびラオデキヤヒエラポリにある者のために甚く心を勞するとを證
 十四我儕が愛する醫者ルカ及びデマス爾曹に安を問十五請なんぢらラオデ
 キヤの兄弟等とヌンバス及び其家にある教會ハ安を問十六爾曹すでに此書
 を讀バ之を亦ラオデキヤ人の教會に讀せ爾曹も亦ラオデキヤより來る書
 をよめ十七アルキポに曰なんぢ主に在て受し所の職を慎みて盡すべしと十八
 我パウロ親手なんぢらに安を問なんぢら我の縲紲を念へ願くは恩寵爾曹
 と偕に在んことをアメン

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる前書

パウロとシルワノとテモテ書を父なる神およびイエスキリストに
 在テサロニケ人の教會に贈る願く我儕の父なる神及び主イエスキリス
 トより爾曹恩寵と平康を受よニわれら祈禱の中に爾曹の事を陳て常に爾
 曹衆人の爲に神に感謝す三これ爾曹が信仰に由て行ひ愛に由て勞し我儕
 の主イエスキリストを望むに因て忍ことを我儕の父なる神の前にて斷ず
 念ふが故なり四神に愛せらるる兄弟よ又是爾曹の撰れたる事を知に縁て
 なり五我儕の福音なんぢらに來りしのみならず能により聖
 靈に由また篤き信仰に由てなり即ち我儕なんぢらの中に在て爾曹の爲に
 如何におこなひし乎を爾曹の知せし且なんぢら大なる難の中に聖靈
 の喜樂をもて道を受我儕及び主に效ひ七マケドニヤとアカヤに在すべて
 の信者の模楷となれり八主の道爾曹より響し之第にマケドニヤアカヤの
 みならず而して亦なんぢらが神に向る信仰すべての處に廣れり是故に我

八 七 六 五 四 三 二

九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

九 我儕の事を語りて我儕いかなる状にて爾
十 曹の中にいり且なんぢら偶像をすて神に歸して活る眞神に事へたるの子
十一 天より臨るを待と言べ也ろの子の即ち神の死より甦らしく所のイエス
十二 にして我儕を來らんとする怒より拯ふ者なり

十三 兄弟よ我儕が爾曹の中に入しことの徒然ならざるを爾曹みづから
十四 知ニ爾曹知る如く我儕さきにピリビにて苦を受また辱を受たり然と
十五 尙なんぢらに至り我儕が神に頼て憚る所なく神の福音を大なる紛争の中
十六 にて爾曹に語れり我儕の勸め惑より出るに非ず汚より出るに非ず亦詐
十七 を以てせず我儕の撰をえ福音を傳るとを託られたるに因て語な
十八 り此の人を悦ぶするに非ず我が心を察し給ふ神を悦ぶする也なんぢら
十九 知が如く我儕いつも諂ふ言を用ずまた事に藉て貪ることをせず神これが
二十 證をなす我儕キリストの使徒にて人に重せらるべしと雖も或の爾曹に
二十一 も或の他人にも人に榮耀を求ず乳母の赤子を育ふ如く我儕なんぢら

八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

八 の中に在て柔和にせりハ如此なんぢらを慕ひて第に神の福音のみならず
九 己の生命をも爾曹に予んことを喜べり是あんぢらの我が愛する者なれば
十 也九兄弟よ爾曹われらの勞と苦をえざる爾曹のうち一人をも累いせざる爲
十一 に夜晝工を作て神の福音を爾曹に宣傳へたり我儕なんぢら信する者に
十二 對て何等かり潔く義く缺ると無して行へるを爾曹も神も證をなす十二なん
十三 ぢら知我儕父が其子を待ふ如して爾曹おのくに對ひ其國と其榮に召さ
十四 給ふ神に合ひて行とを勸また慰め亦教たり十三是故に我儕神に向ひ爾曹が
十五 我儕より神の道を聞し時之を人の道とせず神の道として受たるを斷ず感
十六 謝す此道の誠に神の道にして爾曹信する者の中に働くなり十四兄弟よ爾曹
十七 ユダヤの中なるキリストイエスにある神の教會に效る者となれり蓋かれ
十八 らユダヤ人に苦められし如く爾曹も己が國の人々に苦められたれば也十五
十九 ユダヤ人の主イエスと己が預言者たちを殺したまた我儕を害て逐出せり彼
二十 等の神の心に合はず且すべての人に逆へり十六また我儕が異邦人に救を得

十七 させんとて語るを阻り此の如く彼等の常に己が罪を盈しむ神の極て大なる怒かれらに臨れり○十七 兄弟よ我儕暫時あんぢらに離れ居これ面のみに心こころに非ず切に願ひて急ぎ爾曹の面を見んとせり十八 是故我儕なんぢらに至らんと欲へり殊に我パウロ之を願ふこと一次のみならず兩次なりしかどサタン我儕を妨げたり十九 我儕の望また喜また誇の冕誰ぞや我儕の主イエスキリストの臨らん時々の前にて爾曹も此ものと爲にあらず乎二十

十九 是を以て我忍ぶこと能はず故に獨アテンスに留ることを意に定め

二十 ニキリストの福音を傳へ神と偕に働く我儕の兄弟テモテを爾曹に遣し

二十一 也これ爾曹を固し又爾曹の信仰の爲に爾曹を慰め三 一人もこの患難に揺されざらしめんため也四 爾曹に定れることなるを爾曹自ら知り

二十二 われら爾曹と偕に在し時われら患難に遭んとすることを預じめ爾曹に告たり今果て其如く成り爾曹知どころの如し五 是故に我忍ぶこと能はず

六 爾曹の信仰を知ん爲に人を遣しとなり試る者の爾曹を試みて我儕の勞の徒然ならんことを恐れたる也六 今テモテ爾曹より我儕に來りて爾曹の信仰と愛との嘉音を聞せ又なんぢら常に我儕を切々に念われらに遇ことを欲ひ我儕が爾曹に遇ことを欲ふが如しと告たり七 是故に兄弟よ我儕さまの禍害と患難との中に爾曹の信仰に因て安慰を得たり八 爾曹も固く主に属べ我儕これに由て生べければ也九 われら爾曹の事に就て我儕の神の前に歡ぶ所の大なる喜により爾曹の爲に如何なる感謝を以て神に報んや十 晝夜切に願ふに爾曹の面を見んとし爾曹の信仰の足ざる所を補はんこと也十一 願く神すなわち我儕の父みづから我儕の主イエスキリストと偕に我儕を導きて爾曹に至らしめ給はんことを十二 願ふ主爾曹の愛を増かつ満しめ爾曹をして互に愛し衆の人を愛すること我儕が爾曹を愛する如ならしめて十三 爾曹の心を堅くし我儕の主イエスらの諸の聖徒と偕に來らんとし爾曹をして我儕の神なる父の前に潔して責べき所をか

らしめん事を

二 兄弟よ我儕かく神に願へば主イエスに頼て亦なんぢらに求め且勸
 三 爾曹すでに我儕の教を受いかに行ひて神を悦ばすべきを知られバ益之
 四 に進むべしニ蓋われら主イエスによりて如何なる誠を爾曹に授けしかを
 五 爾曹知バなり 三 神の旨ハ爾曹の潔こと即ち姦淫をせせ 四 各々己の器を得
 六 て之を潔く貴くなして用ることを知 五 神を知らざる異邦人の如く情慾を放
 七 縦にせせ 六 又この事おついで兄弟を欺きかつ害せざらんとを要め給ふ凡
 八 て斯る悪事を行ふ者に主報をなし給ふなり我儕曩に爾曹に告かつ證せし
 九 が如しセろれ神の我儕を召きたるハ我儕の汚たる事を行ふを要るに非せ
 十 潔からん事を要め給ふなり 八 是故に慢る者は人を慢るハ非ず其聖靈を爾
 十一 曹に賜ひし神を慢るなり 〇 九 兄弟を愛する事お就ては我なんぢらハ書贈
 十二 るお及ばず蓋なんぢら互お愛することを親く神より教られたれば也 十 爾
 十三 曹マケドニヤの全地なる諸の兄弟に此の如く行へり兄弟よ我儕勸るは爾

十一 曹ますく此の如く行ひ 十二 かつ安靜ならんことを務め己の事を行ひ手づ
 十二 から工をなし曩ハ爾曹に我儕の命せし如せんこと也 十二 此ハ爾曹外人に向
 十三 て正く行ひ亦自ら乏こと無らん爲なり 〇 十三 兄弟よ爾曹の憂戚ハ望なき他
 十四 人の如ならざらんことを欲ふが故に我儕すでに寝れる者に就てハ爾曹の
 十五 知らざるを好まず 十四 我儕もしイエスの死て甦りし事を信するならバイエス
 十六 による所の既に寝れる者を神かれと偕に携へ來らんことをも信すべき也
 十七 十五 われら主の言に託て爾曹に告ん主の臨らん時に至り活て存れる我儕ハ
 十八 直に寝れる者よりも先だく 十六 うれ主號令と使長の聲と神の籟を以て自
 十九 ら天より降らん其時キリストに在て死し者先に甦へり 十七 後に活て存る我
 二十 儕かれらと偕に雲に携へられ空中に於て主に遇べし斯て我儕いつまでも
 二十一 主と偕に居ん 十八 是故に此等の言を以て互に慰むべし
 二十二 兄弟よ時と期についてハ我なんぢらに書贈るに及ばず 三 主の
 二十三 日の來ること盗人の夜きたるが如なることを爾曹詳細に知バなり 三 人々

四 平和無事なりと言んとき亡滅忽ちに來らん姪る婦にろの劬勞の來る如なるべし人々絶て避ることを得じ 然と兄弟よ爾曹幽暗に居ざれば其日盜賊の來る如く爾曹に來るとなし 爾曹みな光の子ども晝の子ども也われら夜に属るもの暗に属る者に非ず 然バ我儕他人の寢るが如く寢ることをせず醒て慎むべし 七 寢る者の夜ねふり酒に酔もの夜ゑふ也 八 晝に属る我儕の信と愛の護胸をき救の望を胃として慎むべし 九 ろの神われらを怒に遣せんと定たるに非ず我儕の主イエスキリストお由て救を得しめん 十 与定め給ひたれば也 十 加れ我儕の爲に死たり是我儕をして醒たるも寢れるも彼と偕に生しめんとて也 十二 是故に爾曹常に行る如く互に慰め又おのの徳を相建べし 〇 十二 兄弟よ我儕なんぢらに請あんぢらの中に勤務かつ主お在て爾曹を治め爾曹を教る者を顧み 十三 彼等の工に縁て厚く之を愛すべし 爾曹たがひに親睦すべし 十四 兄弟よ我儕なんぢらに勸む妄行者を傲め氣餒者を慰め懦弱者を扶け衆の人に向て忍ぶべし 十五 なんぢら慎みて惡

十六 を以て惡に報ることなく常に互に善を追また衆の人にも善を及すべし 十六 常お喜ぶべし 十七 斷ず祈るべし 十八 凡の事感謝すべし 是イエスキリストに由て爾曹に要め給ふ神の旨なり 十九 靈を熄こと勿れ 二十 預言を藐視こと勿れ 二二 凡のこと察へて其善ものを守り 二二 諸の惡事の類に遠かるべし 二三 願くは平安の神自らなんぢらを全く潔し又なんぢらの全靈全生全身を守りて我儕の主イエスキリストの臨らん時に咎なからしめ給んことを 二四 爾曹を召く者ハ誠信なる者なり彼この事を成たまはん 二五 兄弟よ我儕の爲に祈るべし 二六 なんぢら潔き接吻を以て諸の兄弟の安を問べし 二七 われら主に由て願ふ 爾曹この書を諸の兄弟に讀聞せんことを 二八 我儕の主イエスキリストの恩 爾曹と偕に在んことをアメン

新約全書帖撒羅尼迦前書 終

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる後書

二 三 四 五 六 七 八 九

第一章
 一 在テサロニケ人の教會に書を贈る 二 願く我儕の父なる神及び主イエスキリストより爾曹恩寵と平康を受よ 三 兄弟よ我儕なんぢらに就て恒に神に感謝すべき也これ理に合ふこと也 四 爾曹の信仰彌増かつ爾曹の互に愛すること篤く成たれば也 五 是故に我儕なんぢらの爲に神の教會の中に誇る蓋なんぢら窘迫と患難の中に在て忍耐と信仰を存べなり 六 此れ神の義 鞫の表あり 爾曹をして神の國に入べき者とならしめん爲あり 爾曹いま神の國の爲に患難を受 七 蓋なんぢらに患難を加る者に患難を以て報 患難を受る爾曹に我儕と偕に平安を得とを以て報る神の公義されべきなり 八 此事の主イエスキリスト火燄の中にて其能力の諸使と偕に天より顯れん時にあり 九 即ち神を識ざる者および我儕の主イエスキリストの福音に服ざる者に報を予ふ 九 されら主の面と其勢の榮光より離れて

新約全書

帖撒羅ニケのらのよみ 第一章

自一至九節

五百九十七

十 窮かぎりあつく亡はろぶる罰ちがひを受うけん 十一 其その時ときに即すなはち主まの臨きたりて其その聖せい徒たに由よりて榮えい光くわうをうけ諸すべての信あん者じやに由よりて讚ほまれを得えん 其その日ひなり爾なん曹ぢらも我われ儕らの証あかしを信あんずる者ものなり 十二 此これに就つて我われ儕らつねに爾なん曹ぢらの爲ために祈いのる我われ儕らの神かみ爾なん曹ぢらをして召めしを受うけべき者ものとなし又また能力ちからを以もて爾なん曹ぢらの諸すべての善よき願ねがひと信あんがの行わざを成じやう就じゆせしめん事ことあり 十三 此これ我われ儕らの神かみと主まイエスキリストの恩めぐみに由よりて我われ儕らの主まイエスの名ななんぢらの中に榮あがめられ亦またなんぢら彼かれに在ありて榮あがめられん爲ためなり

十一 兄弟きやうだいよ我われ儕らの主まイエスキリストの臨きたり給たまふこと及び我われ儕らが彼かれの所ところに集あつふことに就つて我われ儕ら願ねがふニ爾なん曹ぢらあるひに靈れいにより或あるひに言ことばに由よりる我わが贈おくりれるに似にたる書ふみに由よりて主まの日ひいまだ既すでに來きたるとて心こころを動うごかし且かつ擾さわざること莫ならんことを誰たれにの法はふを以もてするとも爾なん曹ぢら欺あざむかるること勿なかれ蓋おほさきに道みちを離はなるる事ことなく且かつ罪つみの人ひと即すなはち淪はろ亡びの子こ現あらはるる事ことなく其その日ひきたらじ 十四 凡すべて神かみと稱となふ者ものまた人の拜まがむ所ところの者ものに敵てきし之これより超すぎ己おのれを尊たふくし神かみの殿みやに坐まして自みづから神かみなりと爲するに至いたる 十五 われ爾なん曹ぢらの中に在ありしとき此この

六 事ことを語かたりて爾なん曹ぢら記おぼ憶えせざる乎や 六 彼かれをして其その時ときに至いたりて現あらはれしめん爲ために今いまかれを抑おさふ者ものを爾なん曹ぢらえり 七 爾なん曹ぢらの隠かくれし不法ふはふの者ものすでに働はたらけり今いまこれを抑おさふもの除のぞくまで隠かくれをり 八 其その時ときに至いたりて不法ふはふの者ものあらはるべし主まイエス其その口くちの氣いきを以もて彼かれを滅ほろぼさん其その臨きたるとき發あらはるる所ところの榮えい光くわうを以もて彼かれを廢はいせん 九 彼かれサタンサタンの行はたらき爲ために循したがひて各さまざまの傷いづはりなる能ちからと徴あかしと奇ふしぎなる跡あと 十 かつ不ふ義ぎの諸すべての詭まご譎はしを以もて顯あらはれかの淪はろ亡び者ものの中に在あり蓋おほかれら眞まこと理ことを愛あいするの愛あいを受うけずして救すくひを得えざる者ものなれば也なり 十一 是この故ゆゑに神かみかれらが誑いつはりを信あんぜん爲ために迷まよ惑ひを定さだめて彼かれ等らの中に働はたらかしむ 十二 此これ凡すべて眞まこと理ことを信あんぜず不ふ義ぎを好このむ者ものの罪つみを定さだめんとて也なり 十三 主まに愛あいせらるる兄弟きやうだいよ爾なん曹ぢらの爲ために我われ儕ら常つねに神かみに謝あやすべき也なり 十四 神かみ始はじめより爾なん曹ぢらを簡えらび眞まこと理ことを信あんずることと靈れいの聖せいを蒙かうふることとに因よりて救すくひを得えしめ給たまへば也なり 十五 神かみわれらの福ふくいん音を以もて爾なん曹ぢらを此この福ふくいんに召めし給たまへり爾なん曹ぢらをして我われ儕らの主まイエスキリストの榮えい光くわうを得えしめん爲ためなり 十五 是この故ゆゑに兄弟きやうだいよ爾なん曹ぢら堅かたく立たち或あるひに我われ儕らの言ことばあるひに我われ儕らの書ふみに因よりて教をしを受うけたる傳つたへを堅かた

十六 守るべし 願く我儕の主イエスキリスト及び我儕の父の神すなわち
 我儕を愛し且恩に因て永遠の安慰と善望を予る者 爾曹の心を慰め凡の
 善行と善言に爾曹を堅固せんことを

十七 終に我これを言兄弟よ爾曹われらの爲に祈り主の道をして疾ひる
 まり榮を受ること 爾曹の中の如ならしめ 又我儕をして邪なる悪人より
 救ふことを得しめよう人みな信する者といふに非ざれば也 然と主
 の信實なる者なり彼なんぢらを堅くし爾曹を護てかの悪人より救ん 爾
 曹われらの命する事を今すで行ふ後また之を行んことを主に頼て信
 ずる也 願くは主なんぢらの心を神の愛とキリストの忍耐に導き給ん事
 を 六 兄弟よ我儕主イエスキリストの名に託て爾曹に命す我儕より受た
 る傳に循はずして妄お行む諸の兄弟お遠かるべし 七 爾曹みづから如何し
 て我儕に效ふべきを知れ我儕爾曹の中に在て妄なる事を行す 八 また人
 のパンを價なしに食することなく唯人を累いせざらん爲に勞と苦をして

九 晝夜工を作り 是われら權威なきが故に非ずたゞ自己を模楷とし爾曹を
 して倣しめん爲なり 十 われら爾曹の中に在しとき人もし工を作することを欲
 せず 食すべからずと爾曹に命じたり 十一 爾曹の中に工を作すして専ら
 餘事を務め忘なる事を行ふ者ありと我儕聞たり 十二 われら此の如き者に靜
 に工を作て己のパンを食せんことを我儕の主イエスキリストに託て命じ
 且勸む 十三 兄弟よ善を行ひて倦こと勿れ 十四 若この書に云る我儕の言に従
 ざる者あらば之を愧しめん爲に其人を録して相交ること勿れ 十五 然と彼を
 敵とせず兄弟の如く之を諫むべし 十六 願くは平安の主つねに何事に拘ず爾
 曹に平安を賜んことを願くは主爾曹と偕に在んことを 十七 我パウロ手づか
 ら筆を執て安をとふ書ごと之を以て誌とす我が書るは此の如し 十八 願く
 は我儕の主イエスキリストの恩すべて爾曹と偕に在んことをアメン

新約全書帖撒羅尼迦後書 終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる前書

第一節 我儕の救主なる神および我儕の望なるイエスキリストの命に遵ひ

てイエスキリストの使徒となれるパウロニ信仰に由て我が眞子なるテモ

テに書を贈る願くハ父ある神および我儕の主キリストイエスより恩寵と

矜恤と平康を受よ○三我マケドニヤに往しとき爾に仍エペソに留り人に

命じて彼處に異教を傳るとなく四また信仰にある神の道を立すして辨

論を生ずる奇談と極りなき系圖に心を寄ると勿らしめよと勸たり今も

此の如く行ハんことを願ふ五誠命の主意の愛あり即ち潔き心と善良心と

偽なき信仰より出六或人これを棄て虚き論に轉り七律法の教師と爲んと

して卻て其語る所りの定論どころの事を自ら知ず八夫われら律法の善も

の也と知る但し理に従ひて律法を用べし九律法の義人の爲に設たるに非

ず不法なるもの不服あるもの不敬あるもの罪惡なるもの不潔なるもの邪

十 九 八 七六 五 四 三 二

新約全書

提摩太前書第一章

自一至十節

六百三

十一の男色を好むもの人を擽むもの謊を言ふの偽誓ふ者また此はか正理に悖
 ること有が爲に設たり十二これ我に託し給ふ所の福ある神の榮の福音に循
 へる也十三我に能力を賜へる我儕の主キリストイエスに謝す蓋われを職
 十三に任じて忠信なる者となし給へバ也十三われ昔の謗讟たるもの窘迫たるも
 十四の狎侮たる者なりしが我信せざるるとき知ずして之を行へる故になは矜恤
 十四を受たり十四我儕の主の恩およびキリストイエスに在て存つ所の我儕の信
 十五仰と愛の極て大になれり十五キリストイエス罪人を救んために世に臨れり
 十六信すべく亦疑はずして納べき話なり罪人のうち我の首なり十六然ども我が
 十六矜恤を受しキリストイエス首先に我に寛容を悉く顯し後かれを信じて
 十七永生を受る者の我を模楷となし給へる也十七願くは萬世の王すなわち朽
 十八ず見ざる一の神に窮なく尊貴と榮光あらんことをアメン〇十八我子テモ
 十九テよ先に爾を指る所の預言に由て爾に命ず此預言により信仰と善良心を
 十九もて善戦を戦ふべし十九或人よ善良心を棄て信仰を亡へり二十此の如き人の

中ヒメナヨとアレキサンデルあり我かれらをサタンに付せり是彼等をし
 て謗讟を言ざらしめん爲に懲なり
 二第一われ殊に勸む萬人の爲に籲告、祈禱、懇求、感謝せよ王及び凡て權
 威を有もの爲に別て之を行べしニ是われら敬虔と端莊を以て靜に安
 三らかに日を度らん爲なり三此の美事なり我儕の救主なる神の意旨に適ふ
 四こと也四萬人救をうけ眞理を曉るに至るの神の望み給ふ所なり五われ
 五神の一位なり又神と人との間に一位の中保あり即ち人なるキリストイエ
 六スなり六かれ萬人に代り己を棄て贖となせり時いたらば證すべし七我
 七これが爲に立られて宣傳する者となり使徒と作また信仰と眞理を異邦人に
 八教する者となれり我キリストに在て眞をいひ謊を言ず八是故に我ねがふ人
 九潔き手を擧て怒なく疑なく何の處にても祈んことを九また婦女の耻を知
 十よく慎みて宜に合ふ衣にて自ら飾り髪を編ことと金と眞珠と價貴き衣を
 十以て妝飾とせず十善行を以て妝飾とせんことを願ふ神を敬ふ女の如此す

九八 七 六 五四 三 二 十五 十四 十三 十二

十二 べき事なり 十二 婦女の凡のこど順ひて靜に道を學ぶべし 十三 われ婦女教を施すことと 男の上に權を執ことを許さず 婦女の只安靜にすべし 十三 蓋アダムの前に造られエバの後に造られたれば也 十四 アダムの惑されざりしなり 婦人の惑されて罪に陥れり 十五 然ども彼もし信仰と愛と潔と謹に居ならん子を生ことに因て救を得べし

第十三章 人もし監督の職を欲はば 是善務を欲ふ也といふ話の誠なり 二 若し監督たる者の責べき所なく 一個の婦れ夫なるべく 謹慎自ら制し品行正く 旅客を懇懃に待ひ教訓をなし 三 酒を嗜まざる人 人を撃ず 柔和また争はず 財を貪らず 四 自己の家を善理め 端莊を以て 其子女を服ししむ可あり 五 人もし自己の家を理るとを知らず 如何して神の教會を管るとを得んや 六 かつ新に教に入し者を監督と爲べからず 恐く驕りて 惡魔と同じ審判を受るに 陥らん 七 又監督の外 人にも令聞あるべし 恐く誦諄と 惡魔の罣に陥らん 八 執事たる者も亦端莊くし 兩舌せず 酒を嗜まざる 利を貪らず 九 信仰の奧義

十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 三二 四

十 潔き良心の中に存べし 十一 此を先試みて責べき所なく 執事の職に當べし 十二 女執事も亦端莊くし 人を誘らず 謹みて 凡れと忠信あるべし 十三 執事たる者の一個の婦の夫なるべし 子女と己の家を善理むべし 十三 善執事の職を務る者の己に嘉級を得キリストイエスに基せし信仰に勇氣を得べし 十四 われ速く爾に至らんことを望む 然ども如此かき贈るの 十五 我もし遅らんとし 爾如何して神の家の中に行ふべきかを 知ん爲なり 神の家は活神の教會なり 眞理の柱と基なり 十六 疑もなく 敬虔の奧義の大なり 神肉體となりて 顯れ 靈に因て 義とせられ 天使に見れ 異邦人の中に 宣傳へられ 世の人に 信せられ 榮光の中に 擧られ 給へり

第十四章 然ども靈明かにいふ後に 至らば 或人信仰の道より 離れて 人を惑す 靈と惡鬼の教に心を 寄ん 善を假て 謊をいひ 良心を 烙れ 娶ることを 禁じ 食を斷ことを 命する者に 誘るゝに 因て あり 食の即ち神これを 造り 信じて 眞理を知る人に 感謝して 受しむるもの也 四 若し神の造りし物のみな美

五 なり感謝して受るときに棄べき物なし五の神の言と祈禱を由て潔なれ
 六 也 爾もし之を兄弟等に教るときにキリストイエスの良役者にして信
 七 仰の道と爾が従ひし所は善教の道に育られたる者なり七 妄なる談と老た
 八 婦の奇き談をすて神を敬ふことを自ら修行すべし八 肉體の修行の益す
 九 かり九 これ信すべく又疑はずして納べき話なり十 之が爲に我儕苦勞をし
 十 且諷諄をうく蓋われら活る神を望みなり彼の萬人の救主にして殊に信す
 十一 者の救主あり十二 なんぢ此等の事を命じ且教ふべし〇十二 なんぢ年幼を以
 十二 て人に輕んせらるる勿れ言と行と愛と信と潔を以て信者の模楷となるべ
 十三 し十三 なんぢ誦讀と勸勉と教訓を務めて我が至るを待 預言と長老會の按
 十四 手禮とに由て爾に賜ひし所の賜を忽畧にすること勿れ十五 心を之に寄て專
 十六 ら之を務むべし蓋なんぢの上達すべての人に明かならん爲なり十六 なんぢ
 己を慎み亦教ふことを慎むべし恒に此等の事を務めよ如此おこなふ時

二 己を救ひ亦なんぢに聽者を救はん
 三 老人を責むること勿れ之を父の如くし幼者を兄弟の如くし 二 老たる
 四 婦を母の如くして勸まら少女を姉妹の如くし之を勸るに貞潔を盡すべし
 五 寡婦なる眞の寡を敬ふべし 然と寡婦に子あるひの孫あらば彼等まづ己
 六 の家に孝を行ひ其親に恩を報ふことを學ぶべし是神の意旨に適ふこと也
 七 眞の寡婦にて獨居もの 惟神に倚頼み夜も晝も願求と祈禱を恒にする
 八 也 六 縦樂をなす寡婦の生ると雖も死者なり七 なんぢ此事を命じ彼等を
 九 して責べき所あからしむべし八 人もし己に屬する者を顧みず殊に己の家
 十 族を顧みざるならば信仰の道に背き不信者よりも劣れる者なり九 寡婦を
 十一 其籍に録すことハ六十歳より少かる可ら素より一個の夫の妻なりし者
 十二 にて十 善行の稱ある者もしくは子女を育しもの若くハ旅客を館したる者
 もしくは聖徒の足を濯たる者もしくは難人を助しもの若くハ務て諸の善
 事に従ひし者なるべし十二 少き寡婦の之を辭るべし蓋かれらキリストに背

十二 て心を亂すとき再び嫁せんとすれば也十二 彼等の初に立たる約束を棄る
 十三 に因て審判をうくべし十三 彼等また懶惰に習ひ人の家を周遊たゞ懶惰なる
 十四 耳ならず妄に人の風評をいひ好て人の事に關り言べからざる事をいふ也
 十四 是故に我ねがふ少き寡婦の嫁をなし子女をうみ家を理て敵する者に僅
 十五 にても譏るべき機を得しめざらんことを十五 彼のうち既に道を棄て
 十六 サタンに従へる者あり十六 信する男あるひに信する女の家に若し寡婦あ
 十七 らば之を助べし教會を煩へす可らず蓋教會をして眞の寡者を助しめん爲
 十七 なり十七 善治る長老を倍して之を尊み言を傳へ教をなして勞する長老を
 十八 殊に尊むべし十八 聖書に録して穀物を碾す牛に口籠を掛べからず又勞
 十九 者其値を受べき也と云べなり十九 長老を訴る者あらんに二人三人の證人
 二十 なくば納べからず二十 罪を犯せる者の衆人の前にて之を警むべし是餘の人
 二十一 をして懼しめん爲なり三 われ神とキリストイエスマた選れたる天使の前
 二十二 にて爾に求む預見の定をなすことなく少にても偏りて行ふこと無し此

二 等の事を守るべし二三 輕易えく人に按手する勿れ人の罪に干ること勿れ自
 二三 ら守て潔すべし二三 爾の胃のため及び爾をば疾ふに因て恒に水を飲こ
 二四 ど勿れ少しく葡萄酒を用ふべし二四 或人の罪の明かにして其人に先ちて審
 二五 判の場にゆき或人の罪の後に従ふ二五 此の如く善行も明かなるなり然ざる
 二六 も亦終に隠ること能はず
 二七 凡る鞭の下にある僕己の主を毎事に敬ぶべき者となすべし是神
 二八 の名と教を謗れざらん爲なり二 信者なる主を有る者の其兄弟たるに因て
 二九 之を輕んず可らず別て之に事ふべし蓋益を受むの信者にて愛せらるる者
 三〇 なれば也なんぢ此事を教また勸むべし三 もし異なる教を傳て我儕の主イ
 三一 エスキリストの善言と神を敬ふことに合ふ教を肯いざる者あらば四 此人
 三二 みづから驕り無知にして議論と言辭の争辨を好む此に由て娼妓争闘毀
 三三 謗妄疑また邪にして眞理を離れ神を敬ひて利を得んと欲ふ人の争論お
 三四 くる也なんぢら此の如き人に遠かるべし六 神を敬ひて足とを知り大なる

七 利なり七 われら何をも携へて世に來らず亦何をも携へて往こと能ざるの
 八 明かなりハうれ衣食あらば之をもて足とすべし九 富んことを欲する者の
 患難と罟また人を滅亡と沈淪に溺らす所の愚にして害ある萬殊の慾に陷
 十 るなり十 財を慕ふ諸の悪事の根なり或人これを慕ひ迷て信仰の道を離
 十一 れ多の苦害をもて自ら己を刺り十二 神の人よ之を避て義事と神を敬ふこと
 十二 信仰と愛と堪忍と柔和とを慕ふべし十二 信仰の善戦をたかひ永生を
 十三 取べし爾これが爲に召を蒙りたり又多の人の前にて善證を作たり十三 われ
 萬物をして生を存しむる神およびポンテオピラトに向て善證を作給へる
 十四 キリストイエスの前にて爾に命す十四 なんぢ我儕の主イエスキリストの現
 十五 ると時まで玷なく責べき所なくして誠を守るべし十五 神の定め給へる期
 十六 いたらば彼を顯さん神の即ち福ある所の獨一の權威ある者 諸の王の王
 もろくのの主の主十六 獨一死ざるもの近くとを得ざる光に在して人未だ見
 しことなく又見こと能ざる者なり願くの尊貴と窮なき權力かれに有アメン

十七 ン〇十七 爾この世の富る者に命せよ驕ることなく定なき財を恃ことなく唯
 十八 われらを樂ませんとて諸物を豊に賜ふ神を恃み十八 また善を行ひ善事に富
 十九 をしみなく施濟をなして人と共にし十九 斯て己の爲に善基を蓄へ未來の備
 二十 をなすべし是眞の生を得ん爲なりと二十 テモテよ爾託せられし事を守り妄
 二十 なる益なき談および智識と偽り稱ふる辨論とを避べし二十 或人この偽の智
 識に従ひて信仰を謬れり願くの恩寵なんぢに在んことをアメン

新約全書提摩太前書 終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる後書

九 神の旨に由てキリストイエスに在る命の約束を傳ん爲にキリスト
 八 イエスの使徒となれるパウロニ我愛する子テモテに書を贈る願くハ爾父
 七 なる神および我儕の主キリストイエスより恩寵と矜恤と平康を受よ三
 六 夜も晝も祈禱に斷ず爾を懷ふに因て我が先祖に效ひ潔き良心をもて事
 五 する神に謝す四 我なんぢの涕を憶て爾を見んことを願ふ是歡喜を我に充し
 四 めん爲なり五 我なんぢの偽なき信仰を念ふ此の如き信仰前に爾の祖母
 三 イスまた爾の母ユニケにあり今爾にも在ることを信する也六 是故にわれ爾
 二 をして我が接手に由て爾が受し神の賜を復び熾にせんことを欲しむ七
 一 神の我儕に賜へる靈の臆する靈に非ず能と愛と謹の靈なれば也八 是故
 九 に爾われらの主の證を作こと其囚人なる我とを恥となす勿れ惟神の能
 八 に循ひて福音の爲に我と共に苦を忍ぶべし九 かれ我儕を救ひ聖召を以て
 七 召給へり是われらの行に由に非ず惟神おのが旨と世の成ざりし先よりキ

十 リストイエスの中に我儕に賜ひし恩恵に由なり十この恩恵の今われらの
 救主イエスキリストの顯れ給ひしに由て顯れたりキリスト死を廢ぼし福
 十一 音を以て生命と壞ざる事を明著にせり十二我この福音の爲に立られて宣
 傳する者となり使徒となり異邦人の師となれり十三是故に我これらの苦に遇
 たり然之を恥とせず蓋われ我が信する者を知かつ我彼に託したる者を
 十二 彼かの日に至るまで守ることを爲得るを信すれば也十三爾キリストイエス
 十三 にある信と愛とを以て先に我に聞し所の眞の言の模楷を保つべし十四爾に
 託したる善ものを我儕の中にをる聖靈を以て守るべし十五アジアにをる者
 十五 すべて我に背く是なんぢが知るところ也フゲロとヘルモゲ子も其中に在
 十六 願くは主矜恤をオチシポロの家に賜へ蓋かれ屢われを慰め且わが鏈を恥
 十七 せせず其 로마に在しとき急ぎ尋て我に遇たり十八願くは主彼をして夫の
 日に至り主の矜恤を得しめよ彼エペソに在て如何ばかり我に事しか爾の
 善しる所なり

二 わが子よ爾キリストイエスにある恩に堅固あるべしニ又なんぢ多
 三 の證人の前にて我より聞し所の事を忠信にして能人を教るに足る人に託
 四 すべし三爾キリストイエスの精兵卒の如く我と共に苦を忍ぶべし四兵卒
 五 を務る者の世事を以て自己を累せず是募れる者の心を悦ばせんと爲
 六 かり五もし力を角ふもの法に遵ひて角はずバ冕を得ず六勤勞たる百姓ま
 七 づ實を得べき也七爾わが言し所を思ふべし主爾に萬事を曉しめん八ダビ
 八 デの裔より出たるイエスキリスト我が傳る所の福音の如く死より甦りた
 九 るを爾心に記べし九この福音の爲に我苦を受けて罪人の如く繋るゝに至れ
 十 り然と神の道の繋れず十是故に我選れし者の爲に凡の事を忍これ彼等に
 十一 もキリストイエスにある救および永遠の榮を得しめんため也十二爰に信す
 十二 べき話あり我儕もし彼と共に死さば彼と共に生べし十二我儕もし忍ばば彼
 十三 と共に王と爲べし我儕もし彼を知すと云ば彼も我儕を知すといはん十三わ
 十四 れら信せずと雖も彼の誠あり彼の己に違ふこと能ざる也と○十四なんぢ彼

十五 等をして此事を憶しめ且主の前にて彼等を戒め言に因て争ふこと勿らし
 十六 びべし是益する所なく聽人をして沈淪に至らしむ十五 かんぢ神に慨かるる
 十七 者ど爲んことを務めた耻る所なき工人どありて眞道を正しく願ねがち教んと
 十八 を務むべし十六 妄ある益なき談を避べし蓋之をあす者ものすすく不ふ信に進すすむ
 十九 あり十七 彼等の言の脱疽の如く腐爛るべしヒメナヨとピレト十八 の如き者
 二十 の中に在あり 八かれら眞を謬りて復生の既に過たりといひ斯かくて數人の信仰を
 二十一 滅ほろすあり十九 然ども神の置給ひし堅基たてり其上に印あり誌していふ主己
 二十二 に屬る者を知あるとまた云すべて主の名を顧まもるものの不ふ義を離るべしと二十 大
 二十三 家の中に金と銀の器あるのみならず木と土の器もあり彼の貴たきに用
 二十四 ひ此の賤いやきに用るあり二一 人もし此等を離れて己を潔きせば貴たきに用る器と
 二十五 かり潔きして主の用に合あひ諸の善事を作とを得うり二三 かんぢ幼少いとさの慾
 二十六 を避さけて義と信と愛を追求め又清心にて主を顧まもる者と和やはら事を追おひむべし
 二十七 愚おろかると無學なる辨論を避べし蓋之より争競の起るを知あり二四 主の

二五 僕わの争ふべからず和平に凡の人を待まちひ教を善し忍しのむことをあし二五 逆さから者ものを
 二六 べ柔和を以て戒いむべし神あるひに彼等に悔改くわいむる心を賜たまはるに眞理を識あら
 二七 しめ給たまへん二六 また彼等かれらの醉よめて惡魔の罟わなを脱出のがれん蓋おほく惡魔彼等をして
 二八 己が旨を行はしめん爲に之を擒とり二八 にすれなり 也
 二九 **第三章** 末世に艱ある日きたらん爾なんぢの事を知あれ二九 の日至ひたらひと 己を愛し
 三〇 貪婪あんん驕傲たかぶり、誹謗あはれ、不孝ふ孝、恩を忘れ不潔ふじやう、不情怨ふじやうを解とかす、誘そり、慾よくを縱ほま
 三一 にし殘刻ざんく、善を好このまず、友を賣うり、放肆はう、自負じふ、神かみよりも快樂たのしみを愛あいするをせん
 三二 五 彼等かれらの敬虔けい虔の貌かたちあれど實まの敬虔けい虔の徳とくを棄すつ、此かくの如ごとき者ものを避さく、
 三三 人の家に入いりて愚おろか女を擄さらにする、此かくの如ごとき者ものあり彼の女をんなの罪つみを重ね各
 三四 様の慾よくに誘さへられ、常に學まなぶも眞理まことを識あらんと能あたはず、八はかの人のヤンヤン子
 三五 どヤンブレがモーセに敵さかりし如く亦眞理まことに敵さかり、彼等かれらの心の壞くたるも
 三六 の信仰あんか、の道みちに就つて、棄すてられたる者ものなり、然されど猶なほこの上うへに進すすむことあらじ蓋
 三七 かの二人ふたりの如く彼等かれらの愚おろかことも衆ある人ひとに露あらはるべければ也なり、**十** 爾なんぢの我が

十一 教誨、品行、志意、信仰、寛容、愛、耐忍、十一 及び我アンテオケイコニオムルステ
 十二 我を救給へり、十二 凡てキリストイエスに在て神を敬ひつゝ世を渡らんと志
 十三 する者の窘を受べし、十三 悪人と人を欺く人の益惡に進み人を惑し亦人に惑さ
 十四 る、十四 なんぢ學て信する所の事を守るべし、蓋なんぢ誰に由て之を學び、十五 幼
 十五 少ときより聖書を識ことを知べかり、聖書の爾をしてキリストイエス
 十六 を信するに因て救を得しめん爲に智慧を予ふるもの也、十六 聖書のみな神の
 十七 黙示にして教誨と督責また人をして道に歸せしめ、又義を學しむるに益あり、
 十八 此れ神の人の完全を得て諸の善事を行ふに缺あからん爲なり、
 十九 **第四章** われ神の前および顯るゝ時々の國に於て生る者、死者を審判する
 二十 キリストイエスの前おて爾に求むニ、なんぢ道を宣傳ふべし、時を得も時を
 二十一 得ざるも勵みて之を務め、各様の忍耐と教誨を以て人を督し、戒め勸むべし、
 二十二 三ろれ人眞の教を容す耳を悦べし、むる言を好み、其私慾に循ひて己が爲に

五 師を増加する時來らん、四 かれら耳を眞理より背け、奇談に向ふべし、五 然ど
 六 爾すべての事に慎み、苦難を忍びて、傳道者の工をなし、爾の職を盡せ、六 われ
 七 今祭物とならんとす、我が世をさる期ちかづけり、七 われ既に善戦をたゝか
 八 ひ既に馳るべき途程を盡し、既に信仰の道を守れり、八 今より後義の冕わが
 九 爲に備あり、主すなわち正き審判をなす者、九 の日に至りて之を我に予ふ、獨
 十 て速かに我に來れ、十 テマス、この世を愛し我を棄てテ、サロニケに往り、クレ
 十一 スケンスガラテヤに、テトス、ダルマテヤに、往り、十一 惟ルカのみ我と偕にあり、十二
 十二 爾マコを伴て、偕み來れ、蓋かれの職、われに益われ、十二 我テキコをエペン
 十三 に遣せり、十三 爾きたる時わがトロアスにて、カルポの所に遣し、十四 外衣を携へ
 十四 來れ、また書籍を携へ來れ、其皮なるもの尤も肝要なり、十四 銅匠なるアレキ
 十五 サンデル多く我を害せり、主かれが行ひし所に循ひて報を爲ん、十五 爾も亦か
 十六 れを防ぐべし、彼甚しく我儕の言に敵ひたり、十六 我が始て審官に事由を陳し

十七 とき誰も我と偕にせず皆われを離たり願くは彼等に罪の歸せざらんことを
 然と主我と偕に在て我に力量を予へ給へり是われに由て道ごとく
 傳り異邦人をして皆これを聽しめん爲なり我救れて獅子の口より出た
 り主また我を救ひて諸惡事より離しめ且われを救ひて其天の國に入
 ん願くは榮世々窮なく彼に歸せんことをアメン 十九 請なんぢプリスキラと
 アクラとヲ子シポロの家に安を問 二十 エラストコリントに留れりトロピモ
 病われバ我かれをミレトスに留たりニなんぢ冬より前に急ぎ我來れユ
 ブルとプデスとリノスとクラウデアと兄弟みな爾に安を問 願くは主イ
 エスキリスト爾の靈と偕にわれ願くは恩寵爾曹に在んことをアメン

新約全書提摩太後書 終

新約全書使徒パウロテトスに贈れる書
 神の僕またイエスキリストの使徒パウロ同じ信仰に由て我の眞子
 なるテトスに書を贈る我神の選び給へる人をして信仰を起さしめ且神を
 敬ふ眞道を知しめん爲に使徒の職をなし 二 謊なき神の創世の前に約束し
 給ひし永生を望めり 三 神己の定おき給へる期に及びて宣教に由てこの
 永生の道を顯せり宣教の即ち我儕の救主なる神の命を以て我に託ね
 給へる所のもの也 願くは爾テトス父なる神および我儕の救主キリスト
 イエスより恩寵と平康を受よ 〇 五 われ爾をクレテに留たる故に爾をして
 缺たる所を正しくし且わが爾に命せし如く各邑に長老を立しめんとて也 六
 人もし咎むべき所なく一個の婦の夫にして其子女も放蕩をもて訴らるゝ
 ことなく服にざることなき信者ならべ長老に立べき者なり 七 うれ監督の
 神の家宰なれば必ず咎むべき所なく己が任をなさず輕易しく怒らず酒を
 嗜まず人を撃ず利を貪らず 八 遠人を懇切に待ひ善を好み謹虔、公義、聖潔

新約全書

提多書第一章

自一至八節

九 自ら制し九 學びし所の眞道を守るべし是正教を以て人を勸め且辨駁す
 十 者を折かん爲なり十の服のずして虚論をいふ者また欺く事を行む
 十一 の多して割禮に屬する者の中に殊に此の如き者あれ也十一 かれら汚利
 十二 を得ん爲に教ふ可らざる事を教へて全家に信仰を亡すが故に必らず彼等
 十三 の口をして箝がしむべし十二 クレテ人の中なる一預言者いひけるのクレテ
 十四 人の恒に謊を言もの惡獸また懶惰にして食を貪る者なりと十三 この證は眞
 十五 なり是故に爾嚴く彼等を戒め彼等をして信仰を堅うし十四 ユダヤ人の奇き
 十六 談と眞理を棄る人の立し律法お心を寄ること莫らしむべし十五 潔人に凡
 十七 の物きよく汚たる人と不信者に一として潔き物なし既に彼等の心と良
 十八 心ともに汚れたり十六 彼等自ら神を識と語れども其行の之に逆る彼等の
 十九 惡むべき者なり服のざる者なり諸の善事に就ての棄べき者なり
 二十 然も爾の正教に合ふ事を語るべし二十 老人にの謹慎と端莊と自ら
 二十一 制する事とを勸且信仰と愛と忍耐とに固うならんとを勸べし三 老婦にも

五四 聖潔に合ふ行をなさん事と人を誘らず酒を多く嗜まず善事を人に教るこ
 五五 どとを勸べし四 また彼等をして幼婦に夫を愛し子を愛し五 自ら制し貞潔
 五六 にし家務をなし慈悲を懷き其夫に服ふ事を教しむべし是神の道の隠れざ
 五七 らん爲なり六 爾また幼男に自ら制する事を勸むべし七 なんぢ何事を作に
 五八 もおのれ善行の模楷とならん事を務め教を傳るに信實を以し端莊しくし
 五九 責べき所なき正言を表すべし此の敵する者をして我儕の惡を言に縁な
 六十 く自ら愧ることを爲しめんため也九 僕には己の主人お服ひ何事を爲にも
 六十一 之を悦ばせん事を務め之お言ひす十 物を竊取ず之に忠信を盡すべき事
 六十二 を勸べし此の何事を爲にも我儕の救主なる神の教を飾る事をせんため也
 六十三 十二 夫すべての人に救を賜ふ神の恩あらいれ十二 我儕を誡め我儕をして神を
 六十四 敬ぶざる事と世の中の慾を棄て自ら制し正く且度みて今世に存へ十三 望所
 六十五 の福と大なる神すないち我儕の救主イエスキリストの榮の顯れん事を望
 六十六 待しむ十四 キリスト我儕の爲に己の身を舍給へり是我儕を諸の罪より贖ひ

十五 出し且己の爲に一民を潔め之をして熱心に善事を行ひしめん爲なり十五
 んぢ此等の事を以て語りまた勧め爾の諸の權威を以て戒むることをすべ
 し爾人に輕せらるゝ勿れ

二 三 四 五 六 七 八
 二 備をなし 人を誘ふ争はず和平にし衆の人を待ふに柔和を以せんこと
 を憶起さしむべし 三 我儕も前に之患なる者順之ざる者迷るもの諸般の慾
 と樂の奴隸と爲るもの恨み媚みて日を度しもの惡べき者また互に惡あへ
 る者なりし也 四 然ぞ我儕の救主なる神の慈と人を愛し給ふ愛の顯れし時
 五 かれ我儕が行ひし所の義功に由ず唯うの矜恤に循ひ重生の洗と聖靈
 に由て新にする事とを以て我儕を救へり 六 聖靈の即ち神我儕をして其恩
 により義とせられ嗣子たるを得て窮なき生命を望み待しめん爲に 七 我儕
 の救主イエスキリストに由て豊に我儕の上に注たまへる所のもの也 八 此
 の信すべき話なり我なんぢが此等の事を切に語り神を信する者をして慎

九 十 十一 十二 十三 十四 十五
 九 みて善功を務しめんことを欲す此等の事の美また人に益あり九なんぢ愚
 なる辨論と系圖と争闘と律法の紛争を去べし此等の益なく亦虚妄なれば
 也 十 異端を稱へ分を起す人の爾これを一たび再び警めてれち遠くべし 十一
 夫かくの如き人の邪僻にして自ら罪なるを知て尙これを犯すことを爾知
 ばなり 十二 アルテマス或ハテキコを我あんに遣さんとき爾急ぎてニコ
 ポリスに來り我に就べし我彼處にて冬を過さんと定めたり 十三 法律家なる
 ゼナス及アポロを懇切に送り彼等をして乏き事なからしめよ 十四 又われ
 らに屬る者をして善功を務め人の所需用を資んとを學て果を結ぶる事な
 からしめよ 十五 我と偕に在もの皆なんぢの安を問なんぢに請ふ信仰に在て
 我を愛する者の安をとへ願くは恩寵なんぢら衆人にあらんことをアメン

新約全書提多書 終

新約全書使徒パウロピレモンに贈れる書

二 イエスキリストの爲に囚人となれるパウロ及び兄弟テモテ我儕が愛する
 者われらが勤勞の侶なるピレモンニ及び我儕が姉妹アピア我儕と共に戰
 争をなせるアルキポ並に爾の家内の教會に書を贈る 願くは爾曹われら
 の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 四 われ祈る
 時に常に爾の事を陳て我神に謝す 蓋われ爾が愛と信仰をもて主イエス
 に向まは諸の聖徒に向ふことを聞けなり 六 我が祈る所の爾と偕に信仰を
 有てる人なんぢらの中なる凡の善事を知に因るの信仰功效をなしキリス
 トの榮光を顯すに至らんこと也 七 兄弟よ我なんぢの愛に由て大なる喜
 樂と安慰を得たり蓋聖徒等の心なんぢに由て安せられたれば也 八 是に由
 て我キリストに在て憚る所なく爾に其作べき事を命ずることを得と雖も
 九 愛の故に因て寧ろ爾に求む我すでに年老いまキリストイエスの爲に囚
 人となれるパウロ此の如き狀にて十 わが縲紲の中にて生し子なるオ子シ

十一 | モの事を爾に求む十二 かれ先には爾に益なき者なりしが今十三 爾にも我にも
 十二 | 益ある者となれり我かれを爾の所へ歸す十三 爾これを納よ彼十四 我が心なり
 十三 | われ彼をして我所に留め我が福音の爲に受たる十四 縲紲の中に爾に代て我
 十四 | に事しめんと欲へり十五 然ども我なんぢの肯十六 ざる事何をも行を好まず
 十五 | 是なんぢが供給止を得ざるに出ずして心より出んことを望め十六 也十七 彼が
 十六 | 暫く爾を離し十八 爾をして永遠かれを留おき十九 此後かれを僕の如くせず僕
 十七 | に超るもの愛する兄弟と作し二十 爲に非ざりしを知んや我かれを殊に愛
 十八 | す況んや爾肉に由ても主二十一 由ても之を愛せざる可んや二十二 爾もし我を侶と
 十九 | なさば請われを納る如く彼を納よ二十 彼もし爾に不義をなし又なんぢに負
 二十 | 債わらば爾これを我に歸せよ二十一 我パウロ親手これを書り我かならず償二十二
 二十一 | ん爾の身をもて償ふべき負債われに有され二十三 我これを言はず二十四 兄弟よ我爾
 二十二 | より益を主に由て得んことを望む爾わが心をキリスト二十五 由て息しめよ二十六
 二十三 | われ爾が服ふことを深く信じて之を爾に書贈る爾の行ふ所二十七 必ず我いふ

二十三 | 所よりも勝らんことを知り二十四 又なんぢ我ために寓所を備へよ蓋われ爾曹
 二十四 | の祈禱二十五 由て終に我身の爾曹に予られんと意へ二十六 也二十七 イエスキリストに
 二十五 | 在て我と偕に囚人となれるエパfras二十八 爾の安を問二十九 わが勤勞の侶なるマ
 コアリスタルコデマス三十 ルカも同く安を爾に問三十一 願くハ吾主イエスキリ
 ストの恩恵つねに爾曹の靈と偕に在んことをアメン

新約全書腓利門書 終

新約全書使徒パウロへブル人に贈れる書

二 三 四 五 六 七 八 九 十
 新約全書使徒パウロへブル人に贈れる書
 一 神昔の多の區別をなし多の方をもて預言者により列祖に告給ひし
 が二この末日に其子に託て我儕に告たまへり神の彼を立て萬物の嗣とし且かれを以て諸の世界を造りたり三彼の神の榮の光輝の質の眞像にて己が權能の言をもて萬物を扶持われらの罪の淨をなして上天に在す威光の右に坐しぬ四彼が受し名の天の使者の名よりも愈れる如く彼等より愈れり五の天の使者の中なる誰に曾て如此いへる乎なんぢの我子なりわれ今日なんぢを生りと又われ彼の爲に父とならん彼の我ために子と作べしと六また冢子を世に入しむる時に日給へるの神の諸の使者の皆これに跪くべし七また使者等に就ての彼の使者等を風となし其役る者^{もの}を火焰となすと曰り八の子に曰るの神よ爾の位に及び爾の國の杖の正き杖あり九なんぢ義を愛し惡を惡む是故に神すなはち爾の神の喜樂の膏を以て爾の侶よりも愈りて爾に沃り十また曰く主よ爾元始に地の

十一 基を奠く天も爾が手の工なり十 此等の亡ん然と爾の恆に存ん此等の凡て
 十二 衣の如く舊びん十二 爾これらを袍の如く捲む又彼等の變らん然と爾の變る
 十三 ことなし爾の壽の終ざる也十三 使者等の中なる誰に爾の敵を爾の足竟とな
 十四 すまで我右に坐すべしと曾て云給へること有しや十四 凡て天の使者の救を
 嗣んとする者に事んため遣さるる靈に非ずや
 是故に我儕聞し所を流過ること莫らん爲にいよく篤く慎むべし
 二 爾れ天使等に託て告給ひし言堅立して凡の違逆と不順とみな正き報を
 受たらんに三 此の如き大なる救を我儕等閑にして何で違るることを得
 んや斯の始め主に託て示されたるを聞き者ども我儕に言證たり四 神も亦
 五 ろの聖旨に循ひて休徴と奇跡および萬殊の異能と分予ふる所の聖靈を以
 て彼等と偕に證せり五 爾れ神の我儕が言どころの來らんとする世を天の
 使等に服せざりき六 或篇に人證して曰ける人誰として爾これを
 心に記るや人の子を誰として爾これを眷顧るや七 爾かれを天の使等より

八 少しく遜しむ彼に榮と尊貴を冠らせ又なんぢの手にて造りし者の上に之
 を立たり八 なんぢ萬物を其足下に服せしむ既に萬物を之に服せしむれば
 九 必ず服せずして遺る物なし然と今お至るまで我儕萬物の未だこれに服せ
 しを見ず九 惟われら天の使等より少く遜されし者即ち死の苦を受しに因
 て榮と尊貴を冠せられたるイエスを見たり其死たるの神の恩に因て衆の
 十 人に代り死を嘗へんが爲なり十 是おほくの子を榮に導かんとして其を救ふ
 君をして苦難を以て成しむるの萬物の歸するところ萬物を造れる者に應
 十一 ること也十一 爾れ潔る者と潔らるる者と凡て一より出この故に彼等を兄弟
 十二 と稱るを恥とし給はずして十二 曰らく我なんぢの名を我が兄弟に示さん爾
 十三 を教會の中に讚ん十三 また曰く我かれに依頼ん又いとく我と神の我に予へ
 十四 し諸子を視よ十四 爾れ諸子の偕に肉と血とを具れば彼も同く之を具ふ是死
 十五 をもて死の權威を有るもの即ち悪魔を滅ぼし十五 かつ死を畏て生涯つな
 十六 る者放たん爲なり十六 實に天の使等を助すアブラハムの子孫を助く十七

十八 是故に神に屬する事について矜恤と忠義なる祭司の長となりて民の罪を贖
 ゐん爲に諸事に於て兄弟の如なるの宣なり 十八 蓋かれ自ら誘はれて艱難を
 受たれべ誘はるる者を助得るなり

二 是故に同く天の召を蒙りし潔き兄弟よニモーセが神の全家に忠義
 をせし如く己を立し者に忠義なる我儕が信する所の使徒たる祭司の長た
 るイエスを深く思べし 三 家の家を建りし者の家より過て榮あるが如く彼
 もモーセより過て榮を受べき者とせられたり 四 凡る家の之を建れる者
 あり萬物を造れる者の神なり 五 夫モーセの將來に言傳へられんとする事
 の證をせんが爲に僕人の如く神の全家に於て忠義をなし 六 キリストの子
 たる者の如く神の家を宰れり我儕もし信仰と望の喜とを終まで堅く保べ
 我儕の其家なり 七 是故に聖靈の云る如くせよ爾曹もし今日其聲を聽べ野
 に在て主を試みたる日ろの怒を惹し時の如く 八 爾曹心を剛愎にする勿れ
 九 其處に於て爾曹の列祖吾を試み我をためし又四十年の間わが作爲を視

十 たり 十 是故に我ろの代の人を怒て彼等の常お心惑りと曰り然と我道を知
 ざりき 十一 故に我憤りて彼等の我が安息に入べからずと誓たり 十二 兄弟よ爾
 曹が中に不信仰なる惡き心を懷て活神の前より離れ墮ること莫らんやう
 慎むべし 十三 爾曹のうち誰一人罪の誘惑に由て剛愎にならざるやう今日と
 稱るうちに日々互に相勸めよ 十四 我儕もし始の信仰を終まで堅く持べ
 キリストに與る者とならん 十五 夫いへることあり若し今日ろの聲を聽べ怒
 を惹し時のごとく爾曹の心を剛愎にする勿れ 十六 聞ておは怒を惹し者誰
 ぞやモーセに従ひてエジプトより出たる衆の者に非ずや 十七 神の四十年の
 あひだ誰に向て怒しや罪を犯して其屍を野に仆し者どもに怒れるなら
 ず乎 十八 又ろの安息に入べからずと誰に向て誓しや信仰せざりし者等に誓
 るならず乎 十九 是に由て觀べ彼等が入ことを得ざりし不信心に由てなり

第四節 是故に我等畏るべし其安息にいる約束の今も尙のこれども恐く
 亦爾曹のうち之に及ぶるものあらん 二 蓋われらも彼等が如く福音を宣傳

三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三

三 られたり惟かれらが聞し所の言の信仰劑ざりしが故に聞る者に益な
 四 かりき三信する所の我儕の安息に入ことを得なり即ち言給ひたるが如し
 五 我怒れるとき誓て彼我が安息に入べからずと云り然ども地基を奠し時
 六 より其工のみな成り四の或篇に七日について左の如く云り神の第七日
 七 に凡て其工を息めりと五又この篇に彼等の我が安息に入べからずと云り
 八 然之に入べき者あり先に福音を傳られたる者の信せざるに由て入ざ
 九 りし也七是故に多年を経て後またダビデの書に於て日を定て今日と云り
 十 前に云し如く今日もし其聲を聽べ爾曹心を剛愎にする勿れ八若ヨシユア
 十一 彼等を息せなば其のち神の他の日を言ざるべし九然バ安息の神の民に遺
 十二 れり十既に安息に入し者の神おのれの工を安息し如く彼も其工を息めり
 十三 是故に彼等の如き不信仰に倣ひて陷ざるやう我儕この安息に入んこと
 十四 を勉勉べし十二うれ神の言の活てかつ能あり兩刃の劍よりも利く氣と魂ま
 十五 た筋節骨髓まで刺し剖ち心の念と志意を鹽察ものなり十三また物として神

十四 十五 十六 二 三 四 五 六

十四 の前に顯れざるのなし我儕が係れる者の眼の前に凡のもの裸にて露る○
 十五 然バ我儕も雲霄を通りて昇りし大なる祭司の長すなりち神の子イエス
 十六 あり故に我儕信する所の教を固く持つべし十五蓋われらが荏弱を體恤こと
 十七 能ざる祭司の長の我儕に非ず彼の凡の事に我儕の如く誘われたれ罪を
 十八 犯さざりき十六是故に我儕恤をうけ機に合ふ助となる恩恵を受ん爲に憚ら
 十九 ずして恩寵の座に来るべし
 二十 **第二** 人の中より選るる諸の祭司の長の人のために神に屬ことを任せら
 二十一 れて罪の供物と犠牲を献ることをする者なりニ己みづから荏弱に周るれ
 二十二 ば亦愚味なる迷へる者を憐むことを得なり三是に因て民は爲になす如く
 二十三 己が爲にも罪の禮物を献ざるを得ず四此尊貴のアロンの如く神の召を受
 二十四 たる者に非れば自ら之を取者なし五此の如くキリストも自ら尊びて祭司
 二十五 の長どの爲ざりき爾の我子也我今日爾を生りと言し者彼を尊びて然なせ
 二十六 り六又別の篇に爾の窮なくメルキセデクの班の如き祭司たりと云給へる

七 しが如し七かれ肉體に在しとき哀哭び涕を流して死より己を救得る者に祈
八 りまた懇求をなし其敬畏によりて聽るゝことを得たり八かれ子たれども
九 受る所の苦難に由て順ふことを效ひ九 既に完全ければ凡て彼に順ふ者の
十 永 救の原となれり十 彼のメルキセデクの班の如き祭司の長なりと神に
十一 稱られき〇十一 此に就て我儕多の語るべき言われと爾曹が耳にぶきに因て
十二 講明がたし十二 既に爾曹の時を経こと久しければ人の師となるべき者なる
十三 今又神の示し給へる教の端を教られざるを得ず爾曹の堅き食物ならで
十四 乳を用べき者となれり十三 凡ろ乳を用る者の赤子なれば義に屬る教に熟せ
十五 ず十四 夫かたき食物の心を勞かせ練て善惡を辨へうる成人の用るもの也
十六 是故に我儕キリストの教の始を離れ死行の悔改め神に屬る信仰ニ
十七 萬殊の洗の禮また手を按こと死し人の復生かぎりなき審判これらの教の
十八 基の再び置ことをせずして完全に進むべし三もし神許し給ひ我儕これ
十九 を行ん四ろの一び光照をえ天の賜をうけ聖靈を蒙り五 神の善言と來世の

六 權能とを嘗ひて後六 墮落する者の神の子を再び十字架に釘て顯辱とする
七 が故に復これを悔改に立返らすること能はざる也七ろれ地まば其
八 上 に降る雨を吸入て耕者の爲になるべき菜蔬を生せ八 神より恩を受然と
九 荆棘と蒺藜を生せ八 棄られ且詛に近く其終の焚るべし九 愛する者よ我儕
十 如此いへと爾曹が此に愈れること即ち救に近ことを深く信せり十 神の爾
十一 曹が先に聖徒の事へ今も尙これに事るの功勞と聖名の爲に顯し其愛
十二 を忘るゝ不義なる者に非ず十一 爾曹おのゝ終に至るまで疑を懷かざる望
十三 を保んが爲に以前と同じ懇懇を表し怠らずして十二 かの信仰と忍耐を以て
十四 約束を嗣る者に倣ふことを我儕欲へり十三 爾神のアブラハムに約束し給
十五 しとき己より大なる者れ指て誓ふべきなきが故に己を指て誓十四 日給ける
十六 の我なんぢを大に恵まん又なんぢの子孫を大に益ん十五 かれ忍て此の如く
十七 約束のものを得たり十六 凡ろ人の己より優たる者を指て誓ふまた事を定る
十八 誓ひ凡て彼等の争辨を止るなり十七 然る神の約束を嗣者に其旨の易らざる

十八 ことを愈表さんとして約束の上にもた誓を立給へり十九 神の誑ること能ざる此二件の易あきことの前立どころの望を執んとて怒を避たる我儕を慰めんが爲なり十九 我儕が此望の靈魂の錨の如し堅固して動かす幔の内に入る我儕の爲にイエス前驅して其處に入メルキセデクの班の如く窮なく祭司の長とされり

二十 此メルキセデクの王にて至高の神の祭司ありしがアブラハム王等を殺して旋しとき彼アブラハムを迎て祝せりニアブラハム之に凡て所獲の十分の一を分たり先うの名を譯義の王次にサレムの王と云これ即ち平康の王なり三 彼の父なく母なく族譜なく生の始なく亦終もあし神の子に象られて恒に祭司たりき四 先祖アブラハム所獲の最も善物の十分の一を以て彼に予れば其人の如何に尊かを思ふべし五 レビの子孫のうち祭司の職を受ける者の律法に循て民即ち其兄弟より十分の一を取とを命せらる彼等ハアブラハムの腰より出たる者と雖もあは然あせり六 され

七 此血脈に非ずして彼のアブラハムより十分の一を取て其約束を有てる者を祝せり七 劣れる者の優れる者に祝さるゝの論なきこと也八 此なる十分の一を受ける者の死べき者彼なるの活る者なりと證せられたり九 また十分の一を受る所のレビもアブラハムによりて十分の一を輸たりと言べし十 蓋メルキセデクが彼に遇るときレビも其父の腰に在なり十二 民のレビの裔なる祭司の職に本きて律法を受たり若この職に頼て完全ことあらば何ぞ別にアロンの班と稱ざるメルキセデクの班の如き祭司の起ることを求めん乎十二 既に祭司の統かゝる時律法も亦必ず易るべし十三 此等の事の祭壇に役たる者なき支派に属る者を指て言り十四 我儕が主のユダより出し事の明かなりモーセこの支派に就て祭司の職のこと何をも言ざりき十五 既にメルキセデクの如き他の祭司起たれば律法の易るとも愈明らけし十六 彼の肉體に係る律法の例に循ひて立す朽ざる生命の能に循ひて立り十七 蓋メルキセデクの班の如く爾の窮なく祭司たりと證せられたれば也十八 爾

十九 律法の何事をも全うせし所なし十九是故に前の法度のうの荏弱と益なき
 を以て廢せられ更に愈れる善望を立られたり我儕この望に因て神に近く
 ことを得なり三十かの人々の誓なくして祭司となれど彼の誓を以て祭司と
 されり是主かひりなき誓を立て爾のメルキセデクの班のごとく窮なく祭
 司たりと語れる者による是の如くイエスの誓に非ざれば祭司とならざる
 はど尤も善契約の保証人となれり三三彼等の死あるに因て永く存こと能
 ず故に祭司となりたる者多りき三四然とイエスの窮なく存が故に易ことな
 き祭司の職を有り三五是故に彼の己に頼て神に就る者の爲に懇求んとて恒
 に生れ彼等を全く救ひ得なり二六是の如き祭司の長の我儕に當れる者な
 り彼の聖潔して不善ことなく緘垢なくして罪人に遠かれり且天よりも高
 し二七又かの祭司の長等の如く先おのれの罪のち民の罪の爲に日ごと犠牲
 を獻べき由なし蓋すでに一次おのれを獻て之を成べなり二八それ律法の弱
 き人を立て祭司の長となせり然と律法の後の誓の言の窮なく全き子を立

十九 三十一 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八

たり

第八章 我いへる所の肝要は是の如き祭司の長の我儕に在ことなり彼の天
 に於て大なる威光ある者の位の右に坐して二聖所に役ふ即ち人の建る所
 に非ず主の建たまへる所の眞の幕屋なり三諸の祭司の長の立られたるの
 禮物と犠牲を獻る爲なるが故に彼も亦かならず獻る所の物あるべし四彼
 もし地に居べ祭司と爲べからず蓋すでに律法に循ひて禮物を獻る祭司あ
 れべ也五彼等が事する所の天にある者の状と影なりモ一七幕屋を造らんと
 せし時に爾 慎て凡の事をなすにの山に於て我なんぢに示しし所の式に
 遵ふべしと示されたりし如し六然と今かれの愈れる約束に基きて立られ
 たる契約の中保となる是の如く彼の勝れたる職を得たり七その初の契約
 もし虧ることなくば後の契約を立ることを索めじ八その虧る所を彼等に
 示して曰く主いひ給ひける我イスラエルの家とユダの家に新約を立て
 全備するの日來らん九この約の我手を執て彼等の先祖をエジプトの地よ

九 八 七 六 五 四 三 二

十 導き出せる日に立し所の如き非ず蓋かれら我が契約に居ず我また彼等
 十一 後われイスラエルの家に立んとする契約の此なりわれ我が律法を
 十二 念に置また其心に銘さん我かれらの神となり彼等我が民と爲べし各人
 十三 我を識ん十二われ彼等の不義を恤み其罪と惡をまた意に記されべ也
 十四 既に新と謂し初の物を舊とする也
 十五 聖所と稱く内に燈臺と案と供のパンあり
 十六 所と稱くここに金の香鑪と徧く金を蔽ひし契約の櫃あり此中にマナを
 十七 藏めたる金の壺とアロンの芽し杖と二の契約の碑あり
 十八 覆へる耀榮のケルビンあり今これらに就て詳かに言ず
 十九 此の如く此等のもの既に備はり祭司等常に前の幕屋に入て祭を行り
 二十 奥なる幕屋の

八 祭司の長のみ年に一次いれ血を携ずして入ことおのれと民の
 九 徳の爲に獻るあり
 十 入べき路の顯れざりし事を示す
 十一 式あり之に循ひて獻たる禮物と犠牲の奉事者の良心を全するこ
 十二 と能いざりき
 十三 ぎまの洗滌と共に振興らん時まで負せられたる耳
 十四 己が血をもて一たび聖所に入て永遠贖をなすことを得たり
 十五 洒て牛および羊の血また焚る牝犢の灰と肉體の潔むることを得べ
 十六 事せんがため死の行を去しめて己を神に獻しキリストの血の爾曹に活神を奉
 十七 新約の中保とされり是はじめの契約の時に犯せる罪を贖ふべき死ある

十六 由て召れたる者の窮乏き世嗣の約束を得んが爲あり凡る遺書あると
 十七 きい必ず之を録しし者の死たることを顯さざるを得ず十七 遺書の之を
 十八 録せる者の活る時少の力あること無ろの人死てのち堅らある也十八 是故
 十九 に初の契約も血なくして立ざりき十九 モーセ律法に遵ひて諸の誠を衆の
 二十 民につげ贖と羊の血および水を取て絳の毛と牛膝草をもて書と衆の民に
 二十一 灑て云二十 これ神の爾曹に命じ給へる契約の血あり三 又此の如く血をも
 二十二 て幕屋と凡の祭器に灑り三 凡る律法に循に諸の物の血を以て潔らる血
 二十三 を流すと有ざれば赦さるゝ事あり三 是故に天に在ものに象りたる物の必
 二十四 ず此等をもて潔られしかと天に在もの此等よりも愈りたる犠牲を以て
 二十五 潔らるべき也二四 キリストの眞の物の模たる手にて造る聖所に入らず今より
 二十六 永く我儕の爲に神の前に顯れんとて眞實の天に入ぬ二五 又た彼の祭司の長
 の年ごとに他の物の血をもて聖所に入如く屢おのれを獻ることをせず二六
 もし然らず彼創世より以來まばく苦難を受べきあり然と己を犠牲とさ

二七 して罪を除かんが爲に今世の季にひとたび顯現たり二七 一たび死ること
 二八 死て審判を受けること一人に定れる事也二八 如此キリストも多の人の罪を
 負んが爲に一たび犠牲とせらる彼の復罪を負ことかく己を望む者に再び
 顯現て救を施すべし
 九 律法の來らんとする善事の影にして實の形に非ざれば年ごとに斷
 十 ず獻る所の祭物を以て神に來る者を恒に成全すること能はず二 もし成全
 十一 することを得ば獻祭者一たび潔られ復罪を覺えざるが故に獻ることを止
 十二 ざらん乎三 然と年ごとに此祭をさすに因て罪を憶ること現るゝ也四 此
 十三 牛と羊の血の罪を除くこと能ざるに因 五 是故に彼世に臨るとき曰ける
 十四 爾犠牲と禮物を欲せず唯わが爲に肉體を備ふ六 又んち燔祭と罪祭を悦
 十五 ばず七 厥時われ曰ける神よ我あんちの旨を行んとて來る即ち我につ
 十六 いて書に録されたり八 先に犠牲と禮物と燔祭と罪祭すあち律法に循
 十七 ひて獻るものを欲せず又悦ばずと言九 後に神よ我あんちの旨を行はん

十 きて來れりと言ふの後なる者を立ん爲に其先なる者を除けり十一この旨に
 適て我儕の潔らる此のイエスキリストの一次おのが肉體を獻しに因て
 十二諸の祭司の日ごとに立て奉事をあし少か罪を除くこと能はざる同じ犠
 牲を屢々獻ぐ十二然と此人の一次罪の爲に一の犠牲を獻て窮なく神の右に
 坐し十三の敵を足登となさん時を俟り十四蓋かれ一の獻物を以て潔る者を
 永遠全成すれべ也十五聖靈また我儕に之を證す蓋この日の後われ彼等と立
 十六んとする契約の此なりと云る後に十七主いひ給はく我が律法を其心に置る
 十八の衷に銘し十七復るの罪と惡とを我が意に記しと有がゆゑ也十八既に此等の
 十九赦あらんに復罪のため獻ること無るべし十九是故に兄弟よ我儕イエス
 二十の血に由て其我儕の爲に開たる新しき生路より慢る其肉體を過り憚ら
 二十一ずして至聖所に入事を得二十かつ神の家を理る二十一 大なる祭司あれべ 我儕
 二十二誠實の心と疑を懐かざる信仰を保ち心の惡念を灑れ清水をもて身を洗れ
 二十三て近くべく 又認めす所の望を動かさずして固く守るべし蓋約束せし者

二四 誠信なれば也二四われら互に顧みて愛心と善行を激勵し二五會集を輟る或人
 二六に傲ふことなく共に相勸め其日いよく近るを見て益此の如くあすべし
 二七若われら眞理を曉得せられし後なほ放縱に罪を犯さば罪を贖ふ犠牲ま
 二八た有ることなく二七惟おられて審判を待こと仇敵を焚滅さんとする烈火の
 二九み遣るなり二八モーセの律法を廢る者もし二三人の證あらば恤するること
 三〇無して死べし二九況て神の子を蹂躪みづから潔られし契約の血を尋常のも
 三一のどなし又恩を施す靈を侮る者の受べき其罰の重こと幾何と意ふや三十主
 三二いなく仇を報るの我にあり我報べし又いはく主の民を鞫かん如此いへ
 三三る者を我儕の知三三活神の手に陥るの畏るべき事なり三三 せんぢら昔し光照
 三四を受しの大なる苦の戦争を忍たりし日を憶起べし三三或の詭譎と艱辛を
 三五うけ人に觀玩の如くせられ或の斯る事にあふ者に與ることを爲り三四うの
 爾曹わが縲綫に在を體恤また己がために天に於て愈美たる常に存つべき
 業あるを知り人の爾曹が業を奪んとするをも喜びて受たり三五是故に爾曹

三六の大なる報を受べき信仰を投棄ること勿れ三六なんぢら必ず用べきもの
 三七の忍耐なり是神の旨を行ひて約束の者を受んが爲なり三七今片時ありて来る
 三八者きたらん必ず遅らじ三八義人の信仰に由て生べし若し退かば我が靈魂こ
 三九れを喜せせ三九然ぞ我儕退きて沈淪に及ぶべき者に非ず信じて靈魂の救
 を得べき者なり

第二章

一古の人これに由て美稱を得たり一われら信仰に由て諸の世界の神の言に
 二て造れ如此みゆる所のもの見べき物に由て造れざることを知二信仰に
 三由てアベルの Cain より愈れる祭物を神に獻て義者と證せられたり蓋神
 四の禮物について證し給へば也かれ死れども信仰に由て今は言へり四
 五信仰に由てエノクの死ざるやうに移されたり神これを移しに因て人見
 六出すことを得ざりき彼いまだ移されざる先に神に悦べる者と證せられ
 し也六信仰なくば神を悦ばすこと能はず蓋神に來る者の神あるを信じ且

七神の必ず己を求る者に報賞を賜ふ者なるを信すべければ也七信仰に由て
 八ノアの未だ見ざる事の示を蒙り敬みて其家族を救ん爲に舟を設けたり之
 九に由て世の人の罪を定めまた信仰に由る義を受べき嗣子となれり九信仰
 十に由てアブラハムのの承繼べき地に往との命を蒙り之に遵ひるの往と
 十一ころを知ずして出たり十彼また信仰に由て異邦に在が如く約束の地に寓
 十二り同じ約束を相嗣るイサクヤコブと共に幕屋に居り十一神の造營める
 十三所の基ある京城を望めば也十二信仰に由てサラも孕を寓さるる力をうけ年
 十四適しかども子を生子是約束せし者の誠信なりとまづれば也十三是故に死た
 十五る者の如き一人より天の星の多と海邊の砂の數へ難きが如く生出たり十四
 十六此等の皆信仰を懷きて死り未だ約束の者を受ざりしが遙かに之を望て喜
 十七び地に在て自ら賓旅なり寄寓者なりと言ひ十五如此いふ者の家郷を尋る
 十八事を表す也十六彼等もしろの出し地を念ひ歸るべきの機ありしなるべし
 十九然ぞ彼等の更に愈れる所すなはち天に在てこそを慕へり是故に神の其

十七 神かみと稱とよぶることを恥はぢとせざりき蓋おほかれらの爲ために京城みやこを備そなへ給たまふれば也なり十七 信あん
 仰かうに由よりてアブラハムは試こころみられし時ときイサクを獻ささげたり彼かれの約束やくそくを受うけし者ものなる
 十八 其その獨ひとり子を獻ささげたり十八 此この子こに就ついて爾なんぢの子孫あそんイサクに由よりて稱とよらるべしと云いは
 十九 れたりき十九 彼かれおもへらく神かみの死あより之これを復活いさかへし得うると即すなはち死あより彼かれを受うけ
 二十 しが如ごとくなりき二十 信仰しんかうに由よりてイサクの來きたらんとする事ことに就ついてヤコブとエサ
 二十一 ウを祝あはれせり三 信仰しんかうに由よりてヤコブの死あんとする時ときにヨセフの二人ふたりの子こを祝あは
 二十二 し又またろの杖つゑの頭かしらに扶たて崇拜をかみをなせり三 信仰しんかうに由よりてヨセフの死あんとする時とき
 二十三 にイスラエルの子孫あそんのエジプトより出いづる事ことについて語り又またおのが骸骨がいこつの
 二十四 事ことに就ついて命めいじたり三 信仰しんかうに由よりて父母ふたはやのモーセの生うまれたる時ときの美都みやこ子こ
 二十五 なるを見みて三月みつきの間あひだこれを匿かくし又また王みの命めいをも畏おそれざりき三 信仰しんかうに由よりてモー
 二十六 セの成長ひどなりし時ときパロの女むすめの子こと稱よるゝを辭いなみたり二五 暫あきらく罪つみの樂たのしみを享うけんよりの
 二十七 エジプトの貨財たからよりも寶貴たふさきものと意おもへり蓋報そはむくい賞あたまめを認まじめて望のぞむなり二七 信仰しんかうに由より

二八 彼かれのエジプトを離はなれ王わうの怒いかりを畏おそれざりき是これ見みざる者ものを見みるが如ごとく耐忍たへしのべバ
 二九 也なり二八 信仰しんかうに由よりて彼かれの逾越すきこし節のいはひと血ちを灌そそぐ禮れいを守まもり蓋長そはちやうし子を滅ほろす者ものの彼等かれら
 三十 人に之これを涉わたらんとしして溺おぼれ死あたり三十 信仰しんかうに由よりて七日なぬかの間あひだエリコの城あろ
 三十一 環巡めぐりたるに遂つひに石垣いしがきくづれたり三 信仰しんかうに由よりて妓婦ぎふのラハブの信あん
 三十二 者ものと共に亡ほろびき蓋偵そはかんじや者うけを接うて之これを平安やすらならしめられたれば也なり三三 われ更に
 三十三 何を言いはんや若もしギデオンのバラク並またサムソンイビタダビテ並またサムエル及び
 三十四 預言者等よげんしやたちの事ことを言いはんには時足ときたらざる也なり三三 かれら信仰しんかうに由よりて諸國こくにを服ふくし義ぎを
 三十五 行おこなひ約束やくそくの者ものを之これの獅しの口くちを箝つかみ三四 火勢ひのいきほひを滅やし劍やいばの刃はを避のがれ荏弱よわよりして
 三十六 剛強つよくせられ戦争たうかうに於おいて勇いしく異邦いはうじん人の陣ちんを退ありせたり三五 婦なんも亦また死ありたる者もの
 三十七 の復活いさかへりを受うけしとあり亦またある人ひとの最も愈よまる復活よみがへりを得うべき爲ために酷刑せめらるゝて
 三十七 受うけるゝことを欲このまざりき三六 また或人あるひとの嬉笑あざけりをうけ鞭扑むちうたれ縲綯なはめと囹圄ひとやの苦苦し
 三十七 受うける石いしにて撃うたれ錐のこぎりにてひかれ火ひにて焚やかれ刃やいばにて殺ころされ綿羊めんやうと山羊やぎの皮かは

三八 衣を穿て經ある窮乏して艱苦めり 三九 世の彼等を居に堪ず彼等の曠野と山
 地の洞と穴とに周流たり 彼等の皆信仰に由て美名を得たれども約束
 四〇 の所を得ざりき 四十 彼の等も我儕と偕ならざれば成全すること能はざる
 爲に更み愈れる者を神預じめ我儕に備へ給へり
 是故に我儕かく許多の見證人に雲々如く圍れたれば諸の重負と
 榮る罪を除き耐忍びて我儕の前に置れたる馳場を趨りニイエス即ち信仰
 の先導となりて之を成全する者を望むべし彼の其前に置どころの喜樂に
 因てろの恥をも厭はず十字架を忍びて神の寶座の右に坐しぬ 三 さんぢら
 倦疲れて心を喪ふこと莫らん爲に悪人の如此おのれお逆ひしをも忍たる
 者を思ふべし 四 さんぢら悪を争ひ拒て未だ血を流に至らず 五 また子に告
 六 るが如く告給ひし言を爾曹忘れたり曰く我子よ爾主の懲治を輕する勿れ
 七 其譴責を受るとき心を喪ふ勿れ 六 さんぢら主の愛する者を懲め又すべて其
 納る所の子を鞭てり七 さんぢら若この懲治を忍ばば神の子の如く爾曹を

八 待ひ給ふなり誰か父の懲めざる子あらん乎 衆の人の受る懲治もし爾曹
 九 に無べりの私子にして實子に非ず 九 又我儕の肉體の父の我儕を懲めし者
 十 なるに向これを敬へり況て靈魂の父に服ひて生を得ざるべけん乎 十 肉體
 十一 の父の其心に任せて暫く我儕を懲む然と靈の父の我儕に益を得しめて其
 十二 聖潔に與らせんがため懲むるを爲す 十一 凡の懲治今の悦しからず反て悲と
 十三 意はる然と後之に由て鍛鍊する者に義の平康ある果を結べせり 十二 是故
 十四 に爾曹疲たる手弱たる膝を健にせよ 十三 足蹇たる者の迷ふと全く痊されん
 十五 が爲爾曹の足に平直なる徑を備ふべし 十四 爾曹衆の人と和睦とをあし自ら
 十六 潔らんとを務めよ人もし潔らざれば主に見ゆるとを得ざるあり 十五 爾曹慎め
 十七 よ恐らく神の恩寵に及ばざるものあらん恐らく苦根生いで爾曹を擾
 十八 さん且多くの人之に因て汚るべし 十六 恐らくエサウの如く淫を行ひ安ある
 十九 事をあす者あらん彼の一飯のために長子の業を鬻り 十七 其のち祝ふ所の福
 二十 を嗣んとを求めたれども終に棄られ涙を流して志を挽回さんせしを得こ

十八 能いざりし爾曹の知どころ也○十八 爾曹の近ける所の捫るべき山も非
 十九 ず或の燄たる火あるひに密雲あるひは黒暗あるひは暴風十九あるひに籟の
 音あるひに言語の聲にも非此聲を聞き者再び言をもて語給いざると
 二十 を求へり二十の獸さへ若し山に觸るべ石にて撃るべしと命せられしを彼
 二十一 等忍ぶこと能いざりし故なり二十の見しところ極て畏しかりければモ
 二十二 せも我甚く恐懼戰慄りと曰り三然と爾曹の近ける所のシオン三の山また活
 二十三 神の城ある天のエルサレムまた千萬の衆すなわち天使の聚集三天に録さ
 二十四 れたる長子ともの教會また衆の人を鞫く神および成全せられたる義人の
 二十五 靈魂二四新約の中保なるイエス及び濯ぐ所の血なり此血の言どころのアペ
 二十六 ルの血のいふ所よりの尤も愈れり二五慎みて告る所の者之拒む勿れ若し地
 二十七 にて示せる者を拒し彼等免かるゝ事あかりしならん況て我儕天より示せ
 二十八 る者を拒て免るゝことを得んや二六昔の其聲地を震へり今彼つげて曰く
 二十九 我また一次地のみならず天をも震いん二七この再一次と言ふる震るべき

二八 者の棄られんことを示す此等の造られたるの震いれざる者の存んため也
 二九 是我に我儕震れざる國を得たれば恩に感じて度み敬ひ神の意旨に合ふ
 三〇 所をもて之に事ふべし二九夫われらの神の燄盡す火あり
 三一 勿れ或人かく行たれば知ずして天使を接待せり三一己どもに囚るゝが如
 三二 く囚者を念へ爾曹も亦身に在が故に苦む者を念ふべし三二なんぢら婚姻の
 三三 事を凡て貴め又牀をも汚すこと勿れ神の荷合また奸淫する者を審判たま
 三四 いん三五なんぢら世を過るに貪ることをせず有とるを以て足りとせよ蓋
 三五 われ爾を去す更に爾を棄じと云給ひたれば也六然バ我儕毅然して曰べし
 三六 主われを助る者なれば畏あし人われに何をか行んと七神の道を爾曹に教
 三七 へ爾曹を導く者を念へ其行の果を觀てろの信仰に效ふべし八イエスキリ
 三八 ストの昨日も今日も永遠變らざる也九萬殊ある教と異ある教に揺蕩さる
 三九 る事勿れ恩に由て心を堅固せられ飲食に由ざるの善し飲食に由て行ひた

十 者ものの益えきする所ところあかりき 十 我われ儕らに祭壇さいだんあり此上このうえの物ものを幕屋まくやに事つかふる人ひとの食くらふことことを得えざる也なり 十一 祭司さいしの長罪ながつみを贖あがなへんが爲ために獸けものの血ちを携たづなへて聖所せいじよに入いるの獸けものの體たいを營外かこひのそとにて焚やけり 十二 是故このゆゑにイエスも己おのれの血ちをもて民たみを潔きよめんが爲ために門もんの外そとに苦くるしみを受うけしなり 十三 然されに我われ儕らも彼かれの訴そしりを負おひて營外かこひのそとに出いで往ゆくべし 十四 我われ儕らこゝに在ありて恒つねに存たもつべき城邑みやこあし惟ただきたらんとする城邑みやこを求もとむ 十五 是故このゆゑに我われ儕らかれに由よりて恒つねに讚美さんびの祭まつりを神かみに獻ささべし即すなはち其名そのなを頌ほむく其唇くちびるの果みなり 十六 然されとまた善せんを行なすと施捨ほしこしを行なすことを忘わするゝ勿なかれ此かくの如ごとき祭まつりの神かみこれを悦よろこべば也なり 十七 爾曹なんぢらを導みちびく者ものに循したがひて服ふくすべし彼等かれらの己おのが事ことを神かみの前まへに訴うつたふべき者ものなるが故ゆゑに爾曹なんぢらの靈魂たましひのためために守まもることを爲なすべし 十八 然なげせず歡よろこびて守まもることを爲なしむべし 然なげざれば爾曹なんぢらに益えきあし 十九 爾曹なんぢらに我われ儕らのためために祈いのりせよ我われ儕らよき心こころありて凡すべての事ことに善行よきわざをなさんと爲なすことを信まんずれば也なり 十九 爾曹なんぢらを導みちびく者ものに速すみかに歸かへることを得えんが爲ために爾曹なんぢらの祈いのりの事ことを更さらに求もとむ 二十 願ねがはくは窮かぎりなき契約けいやくの血ちに由よりて羊ひつじの大牧者だいぼくしやなる我われ儕らの主まイエ

二 スキリストを死まより甦よみがへし平安へいあんの神かみ 二 イエスキリストに由よりて其悦そのよろこぶ所ところを爾曹なんぢらの心こころの中うちに起おこし又爾曹なんぢらをして其旨そのむねを行おこなはせんが爲ために凡すべての善事よきことに於おて爾曹なんぢらを全まつたせしむべし榮光えいこうかれに歸きして世々よこしま暨かつなからんアメン 〇 三 兄弟きやうだいよ今いまわれ爾曹なんぢらに略はげかき贈おくりたれば我われが勸すすめを容ゆるんことを請こふ 我われ儕らが兄弟きやうだいテモテの釋ゆるされし事ことを爾曹なんぢら知しるべし彼等かれらも速すみかに來きたらば我われかれと偕ともに爾曹なんぢらを見みん 二四 請こふすべし爾曹なんぢらを導みちびく者ものにおよび諸すべての聖徒せいとに安やすきを問とひたりヤ 二五 爾曹なんぢらを見みん 二四 請こふすべし爾曹なんぢらを導みちびく者ものにおよび諸すべての聖徒せいとに安やすきを問とひたりヤ 二五 願ねがはくは恩寵めぐみあんぢら衆すべての人ひとと偕ともに在あらんことをアメン

新約全書希伯來書 終

新約全書使徒ヤコブの書

二 神および主イエスキリストの僕ヤコブ各處に散る十二の支派に
三 安を問 二 わが兄弟よ若なんぢら各様の試誘に遇べ之を喜ぶべき事とすべ
四 し 蓋なんぢらの受る信仰の試みの爾曹をして忍耐を生せしむると知べ
五 なり 四 さんぢら全く且備りて缺る所なからん爲に忍耐をして全く働かし
六 めよ 五 爾曹の中もし智慧足ざる者あらば夫の咎ることなく惜ことかくし
七 て衆人に予る神に求めよ然ば予られん 六 然と疑ふことかく信じて之を求
八 むべし疑ふ者の風を撼されて翻へる海浪の如し 七 斯の如き人の主より何
九 物をも受ると想ふ勿れ 八 斯の如き人の貳心にして其行ふ所の事すべて定
十 準なし 九 卑き兄弟の其高せらるる事を楽し樂とせよ 十 富る者は其卑せらる
十一 る事を楽し樂とせよ 蓋草の花の如く逝べければ也 十一 それ日出て熱し草を枯
十二 せば其花おち其美しき容さゆ富る者も亦かくの如く其爲どころ半にして
十三 己まづ亡ん 十二 忍て試誘を受る者の福なり蓋こころみを経て善とせらるる

十三 時の生命の冕を受べければ也この冕の主己を愛する者に約束し給ひし所のもの也
 十四 誘る者神われを悪く誘ふと言なかれ神の悪に誘れず亦人をも悪に誘ひ給はず
 十五 人悪に誘る己の慾に引れて誘はるる也慾す
 十六 以て孕て罪をうみ罪すでに成て死を生十六わが愛する兄弟よ自ら欺く勿れ
 十七 凡の善賜と全き賜のみな上より諸の光明の父より降るなり父の變るこ
 十八 無また轉動て顯る影もなき者あり十八のれ己の旨に循ひ眞道を以て
 十九 我儕を生り是我儕をして其造る所の物の中ひて初に結べる果の如き者とならしめん爲なり
 二十 是故に我が愛する兄弟よ人おのゝ聽ことを速かにし語ることを徐し怒ことを徐すべし
 二十一 人の怒の神の義を行ふ事をせざれば也
 二十二 然諸の汚穢と多の邪惡をすて柔和を以て爾曹の心に殖たる所の靈魂を救得る道を受べし
 二十三 なんぢら道を行ふ者となるべし徒これ
 二十四 行のざる者の鏡に向て本來の面をみる人に似たり
 二十五 かれ己を照し觀て去

二五 のち直に其如何なる相貌なりしかを忘る然自由なる全き律法を切々に觀て離れざる者は是功を行ふ者にして聞て忘るる者に非ず斯人の行ふところ福あらん
 二六 爾曹のうち誰か若みづから神に事する者と意ひて其舌に嚮をつけず自ら其心を欺かば其事すること徒然なり
 二七 神なる父の前に潔して穢なく事すること孤子と寡婦を其患難の中に眷顧また自ら守て世に汚れざる是なり
 二八 第一わが兄弟よ爾曹榮の主なる我儕の主イエスキリストの信仰の道を守らん
 二九 人に偏視ること勿れもし人金環をはめ美しき衣服を着て爾曹の會堂に來り又貧しき人汚たる衣服を着て來らんに
 三〇 なんぢら美しき衣服を着たる人を顧みて爾この榮位に坐れと曰また貧者に爾彼處に立といひ或の我が足下に坐れと曰
 三一 爾曹の各人のうち區別を立また惡念を以て人を分ものに非ずや
 三二 我が愛する兄弟よ聽け神の斯世の貧者を選んで信仰に富せ己を愛する者に約束し給ひし所の國を嗣べき者とならしめ給ふ

六 非あらずや 然しかるに 爾曹なんぢら貧者いぢしものを 藐視いやしめたり 爾曹なんぢらを 凌虐あひたげまた 裁判所さいせんしょに 曳ひくもの
七 富者とめるものに 非あらずや 彼等かれらの 爾曹なんぢらが 稱とらるる所の 美名よきなを 誦ほめす者ものに 非あらずや 爾曹なんぢら
八 爾曹なんぢらもし 聖書せいしよに 載のる所の 己おのれの 如ごとく 爾の 憐あはれを 愛あいすべしと 云いふ 貴たふとき法おきてを守らば 其
九 行おこなふところ 善よし然されど 若もし 人ひとを 偏視かたよみることを せば 是罪これつみを行おこなふなり 律法おきて爾曹なんぢら
十 を 定さだめて 罪人つみびとと せん 十 人律法ひとおきてを 悉ことごとく 守まもるとも 若もしるの 一ひとつに 躓つまずかば 此全これすべてを 犯
十一 すなり 十二 爾なんぢら 姦淫かんいんする 勿なれと 言いふ者ものまた 殺ころすこと 勿なれと 言いふ 爾曹なんぢら姦淫かんいんせ
十二 ずとも 若もし 殺ころすことを せば 律法おきてを 犯おかす者ものとなる也 十二 爾なんぢら 言いふこと 行
十三 ふこと 自由じゆうの 律法おきてに 循よりて 鞫させを受うけんと する者ものの 如ごとく すべし 十三 憐あはれむことを せ
十四 ざる者ものの 鞫させかるる時ときまた 憐あはれまるること 無ならん 矜恤あはれみの 鞫させに 勝かつなり 〇 十四 わが
十五 兄弟きやうだいよ 人ひと自ら 信仰あんかうありと 言いて 若もし 行おこなふなく 何なにの 益えきあらん 乎やの 信仰あんかういか
十六 に 爾曹なんぢらの うち 或人あるひとこれに 曰いて 安然あんぜんにして 往ゆけ 願ねがはく 爾曹なんぢら温あたたかにして 飽
十七 ことを 得えよと 而しかして 其身體そのからだに 無なて ならぬ 物ものを 之これに 予あたへ 何なんの 益えきあらん 乎や

十七 此かくの 如ごとく 信仰あんかうもし 行おこなふを 兼かねざるときに 乃すなはち 死あるなり 十八 或人あるひといはん 爾信仰なんぢあんかう
十八 わり 我行われおこなひあり 請こうなんぢが 行おこなふを 兼かねざる 信仰あんかうを 我われに 示あめ 我われが 行おこなふに 由よりて 我
十九 が 信仰あんかうを 爾なんぢに 示あめんと 十九 爾なんぢが 神かみの 唯一ただひとなりと 信あん 如かく此 信あん 善よし 惡あく
二十 鬼きも 亦また 信あんじて 戰慄おそり 二十 爾なんぢが 愚おろかなる 人ひとよ 行おこなふを 兼かねざる 信仰あんかうの 死あることを 爾知
二十一 んと 欲おほふや 二 我儕われらの 先祖せんぞ アブラハムあの 子こ イサクいを 壇だんの上うへに 獻ささげ 義ぎと せ
二十二 られたるの 行おこなふに 非あらずや 二 三 爾なんぢら 信あんかうの 行おこなふと 共ともに 働はたらき 且かつ 行おこなふに 由よりて 信仰あんかう全備
二十三 を 得えたるを 爾見なんぢみべし 二 三 此 聖書せいしよに 録あるして アブラハムあの 神かみを 信あん 其 信仰あんかうを 義
二十四 と せられたり 有あるに 應あへり 彼かれまた 神かみの 友ともと 稱よべられたり 二 四 爾なんぢら 人ひとの 義ぎと
二十五 せらるるの 信仰あんかうの 由よりに 非あらず 行おこなふに 由よりて 知あるべし 二 五 爾なんぢら 妓婦ぎふラハ
二十六 ブ 使者つかひを受うけて 此これを 他ほかの 途みちより 去さしめて 義ぎと せられたるの 行おこなふに 由よりて 非あらずや
二六 身みもし 靈魂たましひは なるべし 死あるべし 二 六 信あんかうの 行おこなふに 離はなれ 死あるなり
二七 爾なんぢら わが 兄弟きやうだいよ 爾曹なんぢら多おほく 師あと なる可べからず 蓋おほわれら 師あたる者ものの 審判さんぱんを受
二八 ると 尤もつとも 重おもし 知あるべし 二 七 爾なんぢら 皆みな 徳あやまちを 爲なす者ものあり 人ひともし 言いふに

三 徳なくば是全人にして全體に轡を置得るなり 三 夫われら馬を己に馴らせ
 四 んとして其口に轡を置とさ其全體を馭すべし 四 舟も亦ろの形の大きく且
 五 狂風に追るゝとも小舵を以て舵子の意の隨に之を運すなり 五 此の如く舌
 六 も亦小ものにして誇ること大なり視よ微火いかに大なる林を燃すを 六 舌
 七 の即ち火すなりち惡の世界なり舌の火の地獄より燃出セろの各類の獸禽昆蟲海に在も
 八 全世界を燃すなり舌の火の地獄より燃出セろの各類の獸禽昆蟲海に在も
 九 の皆制を受また既に人に制せられたり 八 然と人たれも舌を制し能はず乃
 十 ち抑がたき惡にして死毒の充るもの也 九 我儕これを以て主なる父を祝ま
 十一 た之をもて神の形に像りて造られたる人を誣ふ 十 祝と誣一の口より出わ
 十二 が兄弟よ此の如き事有べきに非ず 十一 泉の源の一穴より甘水と苦水を並
 十三 に出さん乎 十二 わが兄弟よ無花果の樹橄欖の果を結び或の葡萄の樹無花果
 十四 の果を結ぶことを得んや斯の如く泉の源鹹水と淡水を並に出すこと能
 十五 ず 十三 爾曹のうち智くして聰明もの誰なるや柔和なる智慧を以て善行を

十四 彰すべし 十四 然と若かんなら心の中に苦嫉と忿争を懷かば是眞理に背なり
 十五 眞理に背て誇る勿れ又謙る勿れ 十五 斯る智慧の上より下るに非ず地に屬る
 十六 もの情慾に屬るもの惡魔に屬るもの也 十六 ろの娼嫉と忿争ある所に亂と
 十七 諸般の惡事とあれ也 十七 然と上よりの智慧の第一に潔く次に平和寛容柔
 十八 順かつ矜恤と善果みち人を偏視す亦偽なきもの也 十八 義の果の平和を行ふ
 十九 者の平和を以て種に由て結ぶなり
 二十 爾曹の中の戦闘と争競何より來しや爾曹の百體の中に戦ふ所の
 二十一 慾より來しに非ずや 二十 爾曹貪れども得ず殺ことをし嫉ことを爲ども得こ
 二十二 ど能はず 爾曹争競と戦闘せり爾曹の求ざるに因て得ざる也 三 なんぢら求
 二十三 てなほ得ざるの爾曹慾のために費さんとして妄お求るが故なり 四 姦淫を
 二十四 行ふ男女よ爾曹世を友とするの神に敵するなるを知らんや世の友とな
 二十五 らん事を欲ふ者の神の敵なり 五 聖書に神の我儕の裏に住しめ給ふ靈熱心
 二十六 を以て我儕を愛むと言るを爾曹虚きことと意ふや 六 神更に大なる恩恵を

七 予ふ此に由ていふ神の驕傲者を拒ぎ謙卑者に恩を予ふと 七 是故に爾曹神
 八 に服へ惡魔を拒げ然ばかれ爾曹を逃去ん 八 なんぢら神に近ければ神あん
 九 ぢらみ近き給へん罪人よ爾曹の手を淨せよ二心の者よ爾曹の心を潔くせ
 十 よ九 かんぢら苦め哀め哭なんぢらの笑を哀哭に易よ爾曹の歡樂を憂に易
 十一 よ十 自己を主の前に卑せよ然ば主なんぢらを高せん 十一 兄弟よ互に諷る勿
 十二 れ兄弟を諷或の兄弟を議する者の律法を諷り律法を議するなり爾もし律
 十三 法を議せば律法を行ふ者に非ず律法を議する者なり 十二 律法をたて人を議
 十四 する者の惟一なり彼の救ふこと滅すことを爲得る也なんぢ誰なれば隣を
 十五 議する乎 十三 わらわら今日明日 某の邑にゆき彼處に一年とままり賣買して
 十六 利を得んといふ者よ 十四 かんぢら明日の事を知す爾曹の生命の何ぞ暫く現
 十七 れて遂に消る霧なり 十五 爾曹の言ことに易て如此いへ主もし許し給へん我
 十八 儕活て或の此事あるひに彼事を行んど 十六 然ぞ今なんぢら驕りて誇ることを
 十九 爲凡て此の如き誇の惡なり 十七 人善を行ふ事を知て之を行ひざるの罪なり

二 富者よ爾曹既に來らんとする禍害を思て哭叫ぶべし 二 爾曹の財の
 三 朽なんぢらの衣服の蠹ひ 三 爾曹の金銀の銹腐れり此銹證を爲て爾曹を攻
 四 かつ火の如く爾曹の肉を蝕ん爾曹の末の日に在てなほ財を蓄ふることを
 五 せり 四 視よ爾曹が其田を穫せし雇人に予ざる値の叫び其刈し者の呼聲の
 六 既に萬軍の主の耳に入り 五 かんぢら地に在て奢樂み屠らるる日に在て尙
 七 ろの心を悦べせり 六 なんぢら義者を罪に定め且これを殺せり彼なんぢら
 八 を拒ざりき 〇 七 兄弟よ忍て主の臨るを待べし視よ農夫地の貴き産を得を
 九 望みて前と後との雨を得まで久く忍て之を待り 八 爾曹も忍べ爾曹の心を
 十 堅せよ蓋主の臨り給ふこと近ければ也 九 兄弟よ爾曹互に怨ること勿れ恐く
 十一 い罪に定られん視よ鞫するもの門の前に立ち 十 兄弟よ爾曹主の名に託て
 十二 語りし預言者を苦と忍との式とすべし 十二 われら忍ぶ者の福なりと意ふ也
 十三 なんぢら曾てヨブの忍を聞き主いかに彼に行給ひし乎の結局を見よ即
 十四 ち主の慈悲深く且矜恤ある者也 十三 兄弟よ一切誓ふ勿れ或の天あるひに地

十三 あるひの他物を指て誓ふ勿れ爾曹是を是とし否を否とすべし恐くハ爾曹
 罪に定られん十三 爾曹のうち誰か苦む者ある乎あらハ祈禱せよ誰か喜ぶ者
 十四 あるか有べり人讚美せよ十四 爾曹のうち誰か病る者ある乎あらハ教會の
 長老等を招くべし彼等主の名に託て其人に膏を沃き之が爲に祈ん十五 爾
 十五 信仰より出る祈禱の病者を救ふべし主これを起さん若し罪を犯し事有
 十六 ば救れん十六 なんぢら互お過ちを認めし且病を瘳ることを得ん爲に互
 十七 に祈るべし義者の篤き祈禱の力ある者なり十七 エリヤの我儕と同情の人な
 十八 り彼雨降ざることを切に祈りければ三年六ヶ月の間地に雨降ざりき十八 ま
 十九 た祈りければ天より雨ふりて地ろの産を萌出せり十九 わが兄弟よ爾曹のう
 二十 ち或ハ眞の道より迷る者あらんに誰か之を引反さば二十 此人知べし罪人を
 其迷る道より引反すハ乃ち其靈魂を死より救かつ多の罪を掩ふことを

新約全書雅各書 終

新約全書使徒ペテロ前書

二 第一章 イエスキリストの使徒ペテロ書をポントガラテヤカパドキアア
 ジアビテニアに散て處れる者ニ即ち父なる神福音に順いしめイエスキリ
 ストの血に灑れしめんとして其預じめ知たまふ所に循ひ靈の聖潔をもて
 三 選び給ひし人々に贈る願くは爾曹に恩寵と平康の増んとを〇三 讚べきか
 四 な神われられ主イエスキリストの父かれ其大なる矜恤を以て我儕を再び
 生我儕をしてイエスキリストの魅り給ひしことによりて活る望を得させ
 五 亦われらの爲に天に藏ある朽れ汚れず衰へざる嗣業を得しめ給ふなり
 六 なんぢら信仰に由て神の能に護られ已に備ある所の末時に顯れんとする
 七 救を得なり六 之に由て爾曹喜べり今暫く各様の艱難に遇て憂ざるを得ず
 八 と雖も却て喜をなせり七 爾曹の信仰を試みらるるハ壞る金の火に試みら
 九 るるより寶くして爾曹イエスキリストの顯れ給はん時に稱讚と尊貴と
 十 榮光を得に至らん八 爾曹イエスを見ざれども之を愛し今見ずといへども

九 信じて喜ぶ其快樂の言がたく且榮光あり九 蓋なんぢら信仰の效すなり九
 十 靈魂の救を得るに因十 爾曹が受る所の恩を預言せし預言者等十 此救に係
 十一 事を探索かつ推究ねたり十一 即ち彼等十一の衷に居キリストの靈キリスト
 十二 の受んとする苦難と其のち得んとする榮を預じめ證えたる此の何の日の
 十三 かなる時を示せると推究ねたり十二 彼等十二の黙示を蒙りて其傳る所の事おの
 十四 れの爲に非ず爾曹の爲なることを知り其傳へし事十三 今天より遣り給ふ聖
 十五 靈に由て福音を傳る者の爾曹に告る所の事なり斯事は天の使等も知んて
 十六 どを欲へり十三 然十三 爾曹心の腰に帶して慎みイエスキリストの顯れ給ふ時
 十七 なんぢらみ來らんとする恩恵を疑はずして望むべし十四 なんぢら孝子なる
 十八 に因て従前の蒙昧時の慾に效ふことなく十五 爾曹を召給ふ聖者に效て凡の
 十九 行を潔すべし十六 ろの録して我潔けれ十六 爾曹も潔すべしと有十七 人を
 二十 偏視す各人の行に由て鞠く者を爾曹もし父と呼ぶ世に寄れる日を懼れて
 二十一 過すべし十八 蓋なんぢら贖はれて先祖より傳りたる徒き行より離れし銀

十九 や金の如き壞る物十九 疵なく汚なき羔の如きキリストの寶血に
 二十 由ることを知十九 ばなり二十 キリスト世基を置ざりし先に定られ二十 此末時に爾曹
 二十一 の爲に顯れ給へり二十 爾曹のキリストを廻らせ且これに榮を予へ給ひし神
 二十二 をキリストに由て信する者なり是故に爾曹の信仰と望の神に由り二十三 爾曹
 二十三 すでに靈により眞理に循ひて靈魂を潔め偽なく兄弟を愛するに至たれば
 二十四 潔心をもて互に篤く相愛すべし二十三 爾曹が再び生るゝ二十四 壞べき種に由非
 二十五 ず壞べからざる種すなり二十五 窮なく存つ神の活る道に由二十四 され人の既
 二十六 に草の如く其榮の凡の草の花の如し草の枯るの花の落二十五 然と主の道窮
 二十七 なく存二十五 なり爾曹に宣傳る福音の乃ちこの道なり

是故に爾曹すべての怨恨すべての詭譎また偽善媚嫉および諸の謗
 言を棄て二 今生れし嬰兒の乳を慕ふ如く爾曹心を養ふ眞乳を慕ふべし此
 三 に由て爾曹長て救に至らん三 なんぢら嘗二 みて主を仁ある者と知たらんに
 四 斯の如すべし四 主の人に棄られ給へ五 神に選れたる貴き活石なり五 爾

六 曹かれに來り活石の如く建られて靈の室となり亦潔き祭司となりイエス
 キリストに由て神に悦べる靈の祭物を獻べし六の聖書に録して我選
 し所の貴き隅の首石をシランに置くことを信する者の辱しめられじと有
 なり七この石信する爾曹には貴き物となり信せざる者に工師に棄られ
 て隅の首石となれる石となり八また躓く石礙ぐる岩と爲なり彼等の道を
 信せざるに因て之に躓く此の彼等かく定られたる也九爾曹の選れたる族
 王なる祭司聖民神に屬る者なり此の爾曹をして召て幽暗より出し其異
 光に入給ひし者己の徳を顯さしめん爲に爾曹を此の如き者となし給へる
 也十爾曹の素民非ず然に今神の民となる素矜恤を受ず然と今矜恤を受
 たり〇十一愛する者よ我爾曹に勸む爾曹の賓旅また寄寓者なれば靈魂に逆
 ひて戦ふ肉の慾を去べし十二又なんぢら異邦人の中お在て善行を作べし
 是爾曹を誇りて惡を行ふ者と言る異邦人をして爾曹の善行を見て眷顧た
 まふ日に神を崇しめん爲なり十三なんぢら主の爲に凡て人の立る所の者に

十四 服へ或の上にある王十四或の惡を行ふ者を罰し善を行ふ者を賞る爲に王よ
 り遣されたる方伯に服ふべし十五蓋なんぢら善を行ふを以て愚なる人の無
 知の言を止るの神の旨なれば也十六なんぢら自由なる者の如くせよ然と其
 自由を以て惡を掩ふことなく神の僕の如すべし十七衆の人を敬ひ兄弟を愛
 し神を畏れ王を尊ぶべし〇十八僕なる者よ畏懼を以て主人に服ふべし只善
 良者柔和なる者にのみならず苛刻者にも服ふべし十九人もし受べからざる
 苦難をうけ神を敬ひて之を忍ばば嘉べき事なり二十爾曹もし過をなし撻れ
 て之を忍ども何の嘉べき事ならん乎されど若し善をなし苦められて此を
 忍ばば神に嘉稱を得べし三爾曹の召れたるの之が爲なり蓋キリスト爾曹
 の爲に苦をうけ爾曹をして己の跡に隨はしめんとて式を爾曹に遣し給へ
 べ也三かれ罪を犯さず又その口に詭譎なかりき三三かれ詭られて詭らず苦
 られて厲言を出さず只義を以て鞫る者に之を託たり三四彼木の上に懸て
 我儕の罪を自ら己が身に任給へり是我儕をして罪に死て義に生しめん爲

二五 なり彼の鞭扑れしに因て爾曹醫れたり二五 それ爾曹のもと羊の如く迷たり
 しが今なんぢらの靈魂の牧者監督に歸れり

三 妻なる者よ爾曹の夫に服ふべし若し教に循はざる夫あらば教に

由ず妻の行に由て服はんニろの爾曹の敬懼を以て潔き行をなすを見に因

てなり三 爾曹の妝飾の髪を辯金を掛また衣を着るが如き外面の妝飾に非

ず四 たゞ心の内の隠たる人すなはち壞ることなき柔和恬靜なる靈を以て

妝飾とすべし此靈の妝飾の神の前にて價貴もの也五 昔神に依頼みし聖女

も其夫に服ひて此の如く己を飾たり六 サラアブラハムに服ひて之を主と

稱しが如し若なんぢら善を行ひ何事をも懼ずバ即ちサラの子たる也七 夫

たる者よ爾曹も妻を遇ふこと弱き器の如くし理に循ひて之と同居これ

を敬ふこと生命の恩を嗣者の如くすべし是なんぢらの祈禱も阻礙なから

ん爲なり〇八 終に我これを言ん爾曹みな心を同らし互に體恤兄弟を愛し

憐み謙遜九 惡を以て惡に報る勿れ誦を以て誦に報る勿れ却て此の如き人

九 八 七 六 五 四 三 二

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

の爲に福を求むべし蓋なんぢらの召れたるも福を嗣ん爲なれば也十 それ
 生命を愛して佳日を送らんと欲ふ者の舌を禁て惡を言ず唇を緘て詭譎を
 言ざらんことをせよ十一 惡を避て善を行ひ和睦を求て之を追べし十二 主

の目の義人の上に止り其耳の義人の祈禱に傾き主の面の惡を行ふ者に向
 て怒れべ也十三 爾曹もし熱心に善を行ひ誰か爾曹を害はん乎十四 縦ひ義さ
 事の爲に苦めらるゝとも爾曹福ある者なり人の爾曹を威嚇を畏るゝ勿れ

亦憂る勿れ十五 なんぢら心の中に主なるキリストを崇むべし亦爾曹の衷に
 ある望の緣由を問人に柔和と畏懼を以て答をなさんとを恒に備よ十六 加
 つ答るとき善良心に従ふべし是なんぢらを惡を行ふ者と誣なんぢらが

キリストに在て行ふ善行を誘る者の自ら愧ん爲也十七 若し爾曹が善を行ふ
 に因て苦を受ると神の意旨ならば惡を行ふに因て苦を受るに愈れり十八 キ
 リストも一次罪に因て苦を受く義者不義者の爲にせり是我儕を引て

神に至んとてなり彼らの肉體の殺れ其靈の生されたり十九 彼らの靈を以て

二十 獄にある靈に宣傳へたり二十この獄にある靈の昔ノア方舟を備る問神の忍
 て待給へるとき従ひざりし靈なり此方舟にいり水に由て救れし者の僅に
 二 して惟八人なりき三其水に由て表したるバプテスマイエスキリストの復
 生に由て今我儕をも救ふ此バプテスマの肉體の汚穢を除くに非ず善良心
 神を求むるなり三イエスキリストの天に往て今神の右に在せり諸の天使
 權威ある者能ある者みな彼に服ふなり
 二 心を以て自ら鎧ふべし肉體に苦難を受給ひたれば爾曹も亦この
 三 心より後人の慾に循はず神の旨に循ひて肉體に寓れる餘時を過ん爲なり
 夫我儕既に往にし日の異邦人の心に從ひて好色、私慾、沈湎、醉興、酒宴、偶
 像を祭る憎べき事を行て既や足り四なんぢら彼等と偕に放蕩の極に趨ざ
 るに因て彼等これを怪みて爾曹を誘るなり五かれら生者死者を鞫んと備
 六を爲る者に己の事を陳ん六福音の死し者に宣傳へたり蓋彼等をして其

七 肉躰の人に由て審判を受るとも其靈の神に由て生命を得しめん爲也七萬
 八 物の末期邇けり是故に慎みて自ら制することを爲て祈禱すべし八何事よ
 九 りも先たがひに篤く相愛することをすべし蓋愛多の罪を掩ばなり九な
 十 んぢら互に吝ことなく接待すべし十神の各様の恵を司とる善家宰の如く
 十一 各人ろの受し所の賜を以て互に施すべし十一人もし道を語らむ神の示と意
 十二 ひて語るべし人もし服役を作べ神の賜ふ能と意ひて服役を作べし是イエ
 十三 スキリストに由て毎事に神に榮の歸せん爲なり夫榮と權の神に歸して世
 十四 々に至る也アメン〇十二愛する者よ爾曹を試むる火の如き苦を非常事の
 十五 如くして爾曹異とする勿れ十三卻てキリストの苦に與るを以て歡樂とすべ
 十六 し然べ其榮の顯れん時また爾曹喜び躍らん十四若なんぢらキリストの名の
 十七 爲に謗れなば福なり蓋榮の靈すなり神の靈なんぢらの上止れば也キ
 十八 リストの彼等に歸され爾曹に崇らるる也十五爾曹の中あるひい人を殺し或
 十九 の盜をなし或之惡を行ひ或の猥に人の事に干渉なとして苦に遇もの有ざ

十六 若キリストアンたるに因て苦に遇ハ羞ること勿れ却て之に縁て神を
 崇むべし十七 神の家を首として世を審判するとき已に至バなり若し我
 儕なほ首に審判せらるゝ時ハ神の福音に従はざる者の其結局は如何不
 十八 ムシ義者僅じて救るゝを得ハ神を敬之ざる者と罪人の何處に立んや
 十九 是故に神の旨に循ひて苦に遇もの善を行ひて其靈魂を信すべき造物
 者に託すべし

二 キリストの苦を親く見て證をなし且顯れんとする榮に與ることを
 得る者なる長老たる我なんぢらの中に我と同く長老たる者に勸むニ爾
 曹の中にある神ハ羊の群を牧これを牧司とるに止を得ずして爲す好てな
 し利を貪るために爲す樂みて爲べし 又なんぢら託せられたる者に主と
 爲べからず羊の群の式と爲べし 四 なんぢら牧者の長の顯れん時に壞るこ
 となき榮の冠冕を得ん 五 また幼者に勸む爾曹長老に服へ且互にみな相服
 ひて謙遜を衣よ夫神之驕傲者を拒ぎて謙遜者に恩を與給ふなり 六 是故に

七 爾曹神の大能の手下に己を卑すべし期至らハ彼なんぢらを高せん 七 爾曹
 八 の憂慮どころを悉神に託ぬべし蓋かれ爾曹を顧みたまへバなり 〇 八
 九 謹慎儆醒なんぢらの敵なる惡魔吼る獅子の如く徧行て吞べき者を尋ぬ 九
 十 なんぢら信仰を堅して之を禦げ蓋なんぢら世にある兄弟の同く此苦を受
 るを知バなり 十 諸の恩恵を予ふる神すなり 爾曹をして暫く苦を受る後
 キリストイエスにある窮なき榮に入しめんとて爾曹を招きし神爾曹を全
 十一 うし堅くし強して基の上に置給ふべし 十二 願くハ榮光と權力世々神に在ア
 十三 メン 〇 十二 われ意ふにシルワノは忠信なる兄弟なり我片の言の書を彼ハ託
 ね爾曹に贈て勸をなし且なんぢらが立どころの恩は乃ち神の眞 恩ある
 十三 ことを證せり 十三 バビロンに在所の爾曹と共に選れたる教會なんぢらに安
 十四 を問また吾子マコも爾曹に安を問り 十四 なんぢら愛の接吻を以て互ハ安を
 十四 とへ願くハキリストイエスお在なんぢら衆に平康あらん事をアメン

新約全書使徒彼得前書 終

新約全書使徒ペテロ後書

九 八 七 六 五 四 三 二

一 イエスキリストの僕また使徒なるシモンペテロ我儕の神と救主イエスキリストの義に由て我儕が受し所と同じ貴き信仰の道を受し者に書を贈るニ願く神と我儕の主イエスを識に因て爾曹に恩寵と平康の増んことを三神の能力に循ひて生命と敬虔に係る凡のものを我儕に賜へり是われら榮と徳を以て我儕を召し給し者を識に由てあり四また神の榮と徳に因て至大なる貴き約束を我儕に予へ給へり此の爾曹をして此約束に由て世にある所の怨の敗壞を脱かれ神の性質を有しめん爲あり五是故に爾曹勤て信仰に徳を加へ徳に智識を加へ六智識に擗節を加へ擗節に忍耐を加へ忍耐に敬虔を加へ七敬虔に兄弟の睦を加へ兄弟の睦に愛を加ふべし八此等のもの若んぢららの衷に在て彌増とさの爾曹われらの主イエスキリストを識ことに怠ることなく又實を結ぶること無に至らん九此等のものゝ奇き者の盲かり遠く見こと能はず且るの舊き罪を潔られし事を

新約全書

彼得後書第一章

自一至九節

六百八十五

七 滅さんと定め之を焚て灰とあし後の神を敬はざる者の鹽となし七たゞ義
 八 口ト即ち悪者の淫亂の行を慥に憂へし者を救へり八この義人かれらの
 九 中にをり日々ろの不法の行を見聞して己の義さ心を傷たり九此の如く神
 十 を敬ふ者を患難より救ひ不義なる者を審判の日まで守りて之を罪し十別
 十一 汚たる情慾に循ひ肉の慾を行ひ主たる者を藐視する者を罰する事を知
 十二 給ふなり此輩の膽太く自放なる者にして尊者を誘ふことを畏ざるなり十二
 十三 天使の彼等に愈し大なる權威と能力を有と主の前に此尊者を訴て訴ると
 十四 を爲す十二彼等は執れて殺さるゝ爲に生れたる無知獸の如し知ざる所の
 十五 事を誘り其邪曲により滅されて不義の報を受ん十三彼等は白晝も酒食を樂
 十六 どす汚なり瑕なり爾曹と同一筵席に與るとき其誑語を樂とせり十四かれら
 十七 目に淫婦を充し罪を犯して止す心の堅らざる者を惑はし其心貪婪に慣る
 十八 れ聞るべき子輩なり十五かれら正道を離れて迷に入ボンロれ子バラムは道
 十九 に従へりバラムは不義の利を貪りし者なり十六彼等の不法の爲に責らる語

十七 ること能いざる驢馬人の聲をなして預言者の狂を禁たり十七此輩の水なき
 十八 井なり狂風に逐るゝ雲なり黑暗かれらの爲に窮なく存れり十八ろの彼等の
 十九 誇たる虚誕を語り肉慾と淫亂を以て夫の迷へる者の中より辛じて脱た
 二十 る者を誘へば也十九また彼等の中に自由を予ると稱れども自ら淪亡の奴僕
 二十一 たり蓋かたるゝ者の勝者の奴僕たれば也二十彼等もし我儕の主なる救主イ
 二十二 エスキリストを識に因て世の汚を脱れ復これに累れて勝るゝ時其後の
 二十三 状態の前に愈りて更に悪かるべし三かれら義の道を識て尙ろの傳られし
 二十四 所の聖命を棄んより寧ろ義の道を識ざるを美とすべし三犬かへり來
 二十五 りて其吐たる物を食ひ豕あらひ潔られて復泥の中に臥と云る諺の眞にし
 二十六 て彼等に應へり
 二十七 愛する者よ我今この第二の書を爾曹に筆贈る此兩書を以て爾曹の
 二十八 眞實ある心を勵し二先に聖預言者の語りし言と爾曹の使徒等が傳へし主
 二十九 なる救主の命令を記憶させんとす三まづ首に此事を知べし末日至らば
 三十 新約全書 彼得後書第三章 自十七至三章三節 六百八十九

四 誑者いで來り己の慾に従ひて行み 主の約束し給ひし其臨る何處に在や
 五 列祖の寢しより以來すべての物開闢の始と變ること無と云ん 彼等の神
 六 の言ひ由て上古天あり地の水より出かつ水に由て立六之に由て古の世水
 七 に淹れて滅たる事を知を欲せず 七 爾神の其言を以て今の天と地を蓄へ
 八 之を火にて焚ん爲に神を敬いざる人を審判する淪亡の日まで存せり 八 愛
 九 する者よ爾曹この一事を知ざる可らず主に於て一日の千年の如く千年
 十 の一日の如し 九 主の約束し給ひし所を成に遲き人或人の遅しと意ふが
 十一 如くに非ず一人の亡ぶるをも欲み給はず衆人の悔改に至らんとを欲み
 十二 て我儕を永く忍び給ふ也 然と主の日の來ること盜の夜きたるが如なら
 十三 ん其日に天大なる響ありてさり體質ごとく焚毀れ地と其中にある
 十四 物みな焚盡ん 斯の如く諸のもの鎔されん然バ爾曹神の日の來るを待こ
 十五 れを速やかにせんことを務いかに潔行をなし神を敬ふとを爲べき乎 十二
 十六 神の日に天蕪毀れ體質焚鎔ん 然と我儕の其約束に因て新しき天と新

十四 しき地を望み待り義ろの中に在 愛する者よ爾曹すでに之を望み待り汚
 十五 ちく疵なく主の前に安然に在んことを務よ 十五 且われらの主の我儕を永く
 十六 忍び給ふの我儕の救となるを知べし我儕の愛する兄弟パウロも其賦られ
 十七 し智慧に循ひ曾て此事を爾曹に書贈れり 十六 彼らの凡の書にも此事に就て
 十八 語たり彼の書の中に難明どころあり無學なる者心の堅らざる者他の
 十九 聖書を強解が如く之をも強解て自ら敗亡に至るなり 十七 愛する者よ爾曹預
 二十 じめ之を知り慎めよ愚者の迷謬に誘れて其堅き心を失ふこと勿れ 十八 なん
 二十一 ぢら益我儕の主なる救主イエスキリストを知んことと益ろの恩恵を知こ
 二十二 どを務むべし願くは榮光今も後も彼に歸して窮なからんことをアメン

新約全書使徒彼得後書 終

新約全書使徒ヨハキ第一書

二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十

二
 より在し生命の道を爾曹に傳ふニこの生命すでに顯れたれば我儕これを
 見て證をなす即ち原父と偕に在し者にて我儕に顯れたる窮なき所の此生
 命を爾曹に傳ふニわれら見しところ聞き所を爾曹に傳るニ爾曹を我儕と
 同心ならしめん爲なり我儕の父および其子イエスキリストと同心たり
 我儕この書をかき贈て爾曹の喜樂を充しめんす 五 神の光なり少の暗處
 なし此の我儕彼より聞て亦なんならに傳る告なり 六 若われら神と同心な
 りと言て暗を行かば我儕が言どころの謊にして眞理を行ふに非ず 七 若神
 の光に在が如く光の中を行かば我儕互に同心となるを得かつ其子イエス
 キリストの血すべて罪より我儕を潔むハもし罪なしと言は是みづから欺
 けるにて眞理かれらに在なし 九 もし己の罪を認めさば神の信實なる公義
 者なるが故に必ず我儕の罪を赦し諸の不義より我儕を潔むべし 十 もし罪

十 九 八 七 六 五 四 三 二

を犯たることなしと言ふ神を誑者とする也この道われらに在なし
 〔註〕わが小子よ我これらの事を爾曹に書贈るに爾曹をして罪を犯すこ
 と莫らしめん爲なり若し人罪を犯せば我儕の爲に父の前に保惠師あり即
 ち義なるイエスキリストニ彼我儕の罪の挽回の祭物なり第に我儕の爲
 のみならず徧く世の爲の挽回の祭物なり三われら若うの誠を守らば是に
 由て彼を識りて自ら曉るべし四われ彼を識りて其誠を守らざる者の
 誑人あり眞理の衷に在あし五凡て其道を守る者は神を愛するの愛誠に
 其衷に於て完全す是に由て我儕が彼に在ことを自ら曉る六彼に居といふ
 者の彼の行し如く行むべき也七兄弟よ我なんぢらに新しき誠を書贈る
 に非ず即ち始より爾曹の有る舊誠なり此舊誠の始より爾曹が聞し所
 の道なり八然ぞ我が爾曹に書贈る所のまた新しき誠なり此言の彼に於て
 も爾曹に於ても眞實なり蓋いま暗昧のやゝ過て眞の光耀ばなり九光に居
 と言て其兄弟を憎む者の今なほ暗に居なり十兄弟を愛する者の光に居て

十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

己を躓かするもの其衷になし十一兄弟を憎む者の暗にをり暗に行て其往ど
 ころを知らず是の目を暗に眺るれば也十二小子よ我この書を爾曹に書お
 くるに爾曹主の名に縁て罪を赦されたるに因十三父老よ我この書を爾曹に
 書き贈るに爾曹元始よりの者を識るによる壯者よ我この書を爾曹に書お
 くるに爾曹悪者に勝るによる孺子よ我この書を爾曹に筆おくるに爾曹父
 を識るに因十四父老よ我この書を爾曹に贈しに爾曹始よりの者を知るに因
 てなり壯者よ我この書を爾曹に贈しに爾曹剛健かつ神の道爾曹の心に有
 て悪者に勝るに因てなり十五この世あるひに此世にある物を愛する勿れ人
 もし此世を愛せば父を愛するの愛の衷に在なし十六凡る世に在もの即ち
 肉體の慾眼目の慾また勢より起る驕傲これらに皆父より出るに非ず世よ
 り出るもの也十七この世と其慾との逝るものにて神の旨を行ふ者の永遠存
 るなり十八孺子よ今乃ち季世キリストに敵する者來らんと爾曹が聞し
 所の如く今すでにキリストに敵する者多し是に由て今乃ち季の世なる

十九 我儕の知り十九 我儕を離れて彼等出たりと雖も素より我儕の屬ならざる
 也もし我儕の屬ならんに恒に我儕と偕なるべし彼等いで去るの衆の者
 二十 の悉く我儕の屬ならざることを顯さんが爲なり二十 爾曹の既に聖主より
 膏を沃れて一切の事を知三 爾曹が眞理を識ざるに因て此書を筆おく
 二 爾曹眞理を識かつ凡の謊の眞理より出ざることを識るを以てな
 三 誰か是 謊者イエスを言てキリストとせざる者ならずや父と子とを
 拒む者の即ちキリストに敵する者なり三 凡ろ子を拒む者の父をも有らず子
 を受る者の父をも有り二 爾曹の始より聞る者を爾曹の衷に居しむべし
 二五 若し始より聞る者なんぢらの衷に居る者なり二六 我爾曹を感ず者に就
 我儕に約束し給へる約束すなち窮なき生命なり二六 我爾曹を感ず者に就
 二七 て此等の事を爾曹に書贈れり二七 爾曹の主より沃れたる膏の衷に存れる
 二八 が故に教を人より受るに及ばず其膏すべての事を爾曹に教ふ且眞實にし
 て虚假なし爾曹膏の教る如く恒に主に居べし二八 小子よ恒に主に居べし其

二九 顯現時に我儕懼ることなく其降臨時に其前に耻ること莫らん爲なり二九 爾
 曹の主の公義を知り由て公義を行ふ者の皆主の生どころなるを亦之る也
 三 爾曹なんぢら視よ我儕稱られて神の子たることを得これ父の我儕に賜
 三 何等の愛ぞ世の父を識す是に由て我儕をも識ざる也 二 愛する者よ我儕
 三 神の子たり後いかに未だ露れず其現れん時に必す神に背んことを
 三 知ろ我儕の眞状を見べけれ也 三 凡ろ神に由る此望を懐く者其潔
 三 が如く自己を潔す 四 罪を犯す者の律法を犯す罪と即ち律法を犯すこと
 三 也 五 我儕の罪を除かんが爲に主の現れ給ひしこと二 爾曹の知どころなり
 三 彼また自ら罪なし 六 凡ろ彼に居る者の罪を犯さず凡ろ罪を犯す者の未だ彼
 三 を見ず未だ彼を識ざる也 七 小子よ人に惑はるること勿れ義を行ふ者の義
 三 人なり即ち主の義なるが如し 八 罪を犯す者の惡魔より出るの惡魔の始よ
 三 り罪を犯せばなり神の子の顯るるの惡魔の王を毀たんが爲なり 九 凡ろ神
 三 に由て生るる者之罪を犯さず蓋神の種りの衷に在に因かれ亦罪を犯すこ

十 能はず蓋神に由て生るれば也。○十是に由て神の子と悪魔の子との明かに著る凡る義を行はず其兄弟を愛せざる者の皆神より出し非ず。十二我儕の互に相愛すべきの爾曹の始より聞し所の命令なり。十三カインに效ふこと勿れ。彼れかの悪者より出し者にて其弟を殺せり何故これを殺し。か己の行し所の悪く弟の行し所の義かりしに因。十三わが兄弟よ世なんぢらを憎むども駭くと勿れ。十四われら兄弟を愛するに因す。死を出て生に入しことを自らざる兄弟を愛せざる者の死の中居。十五凡る兄弟を憎む者の即ち人を殺す者なり。凡る人を殺す者の窮なき生命の衷に存ことなし。此の爾曹の知どころ也。十六主の我儕の爲に生を捐たまへ。是に由て愛といふ事を知たり。我儕また兄弟の爲に生を捐べし。十七世の資財をもち兄弟の窮乏を見て反て惠施の心を閉る者。何で神を愛するの愛の衷に存んや。十八小子よ我儕愛するに言と舌とを以て相愛する事なく行と實とを以てすべし。十九是に由て我儕眞理より出しを知らず。我儕心を主の前に安んずべし。二十我儕が

二十 心もし我儕を責む神の我儕が心より大なるにより凡の事を知給らざるなし。三愛する者よ我儕が心みづから責むこと無。神に向て憚る所あかるべし。三且われらが凡て求る所の彼より受るの其誠を守りて其悦び給ふ所を行へ。也。三三この誠の即ち我儕神の子イエスキリストの名を信じ彼の我儕に命せし如く互に相愛すること也。三三神の誠を守る者の神にをり神も亦かれに居われら其賜ふ所の靈に由て即ち其われらに居給ふことを知り。三三愛する者よ凡の靈を信する勿れ。の靈神より出るや否を試むべし。多の偽預言者いで世に入り。凡るイエスキリストの肉體となりて臨り給ること認す。靈の神より出これに由て神の靈を知べし。三凡るイエスキリストを認めざる靈の神より出るに非ず。即ちキリストに敵する者の靈なり。此者の將に來らんとする事。爾曹が聞る所なり。今既に世に居り。小子よ爾曹の神より出また彼等に勝ことを得たり。蓋あんなら。の衷に居るのの世の衷にをる者より大なるに因て也。五彼等の世より出し者なれば其

六 いふ所も世より出し者の言べき事にして世人の之に聽り我儕の神より
 出たり神を識もの我儕にさく神より出ざる者の我儕に聽す是に由て眞
 七 理の靈と迷謬の靈とを知らり〇七 愛する者よ我儕互に相愛すべし愛の神
 八 より出れば也おほよる愛ある者の神に由て生れ且神を識るなり八 愛なき
 九 者の神を識ず神の即ち愛なれば也九 神のろの生給へる獨子を世お遣ひし
 十 我儕をして彼に由て生を得しむ是あ於て神の愛われらに顯れたり十 われ
 十一 ら神を愛するに非ず神われらを愛し我儕の罪の爲に其子を遣して挽回の
 十二 祭物とせり是すなち愛なり十二 愛する者よ此の如く神われらを愛し給へ
 十三 ば我儕も亦たがひに相愛すべし十二 未だ神を見し者なし我儕もし互に相愛
 十四 せば神われらの衷に居て彼を愛する愛を我儕の衷に完全す十三 かれ已に其
 十五 靈をもて我儕に賜ふ是に由て我儕の彼に居かれの我儕に居ことを知十四 父
 十六 曩に其子を遣して世の救主と爲り我儕すでに之を見たり今ろの證を作な
 十七 り十五 凡ろイエスを神れ子なりと認めず者は神かれに居かれ神に居十六 我儕

十七 の爲に神の有る愛を我儕すでに知て信す神の即ち愛なり凡ろ愛にをる者
 十八 の神にをり神また彼に居十七 此の如く我儕の愛全備を得て翰日に懼なから
 十九 しむ蓋主の如く我儕世に在なり十八 愛の中に懼あることなし全き愛の懼
 二十 を除るの懼の苦を有り凡ろ懼るる者の愛を全備せざる也十九 われら神を愛
 二十一 するの彼まづ我儕を愛するに因り二十 もし我の神を愛すと云て其兄弟を憎
 二十二 む者の是謊者なり既に見どころの兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何で
 二十三 愛せん乎ニ神を愛する者の亦ろの兄弟をも愛すべし此誠の我儕彼より授
 二十四 られたり

五 凡ろイエスをキリストと信する者の神に由て生れたる也おほよる
 六 之を生者を愛する者の亦その生るる所の者をも愛する也ニ我儕もし神を
 七 愛して其誠を守らば此に由て我儕神の兒女を愛する也知三 神の誠を守る
 八 の是すなち神を愛する也ろの誠の難からず凡ろ神に由て生るる者の
 九 世に勝我儕をして世に勝しむる者の我儕が信なり五 誰か能世に勝んイエ

六 スを神の子と信する者に非ずや○六神の子の水と血をもて臨る即ちイエ
 スキリストあり惟水のみならず水に又血を兼七證を爲す者の靈なり靈の
 七 眞實あれば也八證を作もの三すなわち靈と水と血この三の者の歸する
 八 所の一あり九我儕もし人の證を受る時の神の證の更に大なるべし神の證
 九 の此なり即ち其子の爲に作る證あり十神の子を信する者の其衷に此證あ
 十 り神を信せざる者の神を謊者とす蓋神のろの子の爲に證せる證を信せざ
 十一 れば也十二神の窮なき生をもて我儕に賜ふ此生乃ちろの子に在これ其證
 十二 なり十三神の子をもつ者の生を有るの子を有ざる者の生を有す十三われ神の
 十三 子の名を信する爾曹に此等の事を書贈るの爾曹に窮なき生ある事を知し
 十四 めんが爲あり十四凡て我儕神の旨に合へる事を求べ彼かならず聽ん是われ
 十五 ら彼に向て篤く信する所あり十五凡て我が求る所を彼の聽ことを知べ我が
 十六 求る所を彼に得ることを亦乞る也十六もし人ろの兄弟の死に至らざる罪を
 犯すを見べ祈りて死に至らざる罪を犯す者に生を予ふべし死に至る罪を

十七 り我これが爲に祈れと言す十七凡ての不義の罪なり然と死に至らざる罪わ
 十八 り十八凡て神に由て生れたる者は罪を犯さざる事を我儕の乞る神に由て生
 十九 れたる者の自ら守かの悪者これに觸ることを爲さる也十九我儕の神につき擧
 二十 世の悪者に服するを我儕の知二十また神は子すでに來り我儕が眞理者を識
 二十一 け智慧を我儕に賜るを知われら眞理者にあり即ち其子イエスキリストに
 二十二 在かれの乃ち眞神また永生なり二十小子よ爾曹みづから慎みて偶像に遠
 かれアメン

新約全書使徒約翰第一書 終

新約全書使徒ヨハ子第二書

長老選を蒙れるクリアと其子等に書を贈る我誠に爾曹を愛す第我れみち

らず凡る眞理を識る者亦みな爾曹を愛せりニ爾曹を愛するは是われら

は裏に在て恒に離れざる眞理に縁てなりニ爾曹の實と愛とに居て神すな

はち父および父は子イエスキリストより恩寵と慈悲と平康とを受べし〇

四 われ爾の子等の中わが受し所の父の命のごとく眞理に遵ひて行む者の

有を見て甚だ喜べり五クリアよ我いま爾に勸む互に相愛すべし此の新し

き誠を書贈るに非ず即ち始より我儕が有る所は者なり六われら彼の誠に

遵ひて行むは是すなはち愛なり爾曹が始より聞し如く愛に行むは是乃ち

誠あり七うの惑に誘ふ者おほく世に出イエスキリストは肉體と爲て臨り

給へることを認めさず此惑に誘ふ者の乃ちキリストは敵あれば也ハなん

ぢら我儕が勤勞し所の事を虚くせず全き賞を得んが爲に自ら慎むべし九

凡るキリストは教に居ずして人を導く者の神を有すキリストの教に在る

十 者の父および子を有り十八もし此教を有せずして爾曹に來らば之を家に納
 十一 ること勿れ彼に安かれと言ふかれ十二 彼に安かれといふ者の共に其悪行に
 十二 與する也十三 我なほ多端あれども紙と墨とを以て爾曹に書おくるを欲
 十三 ず我儕は喜樂に充滿せん爲に爾曹に至り口を對て語らんことを望む十三 爾
 姉妹すなわち選を蒙れる者は兒女なんぢに安を問りアメン

新約全書使徒約翰第二書 終

新約全書使徒ヨハ子第三書

二 長老愛するガヨス即ち我が誠に愛する所の者お書を贈るニ愛する者よ爾
 三 が靈魂の隆んたる如く爾すべての事につきて隆んに又康強ならんことを
 四 我ねがふ三 兄弟來りて爾が眞理を有ること即ち爾が眞理に行むことを證
 五 えたれば我甚だ喜べり四 わが子等の眞理を行むを聞に愈れる大なる喜樂
 六 我になし五 愛する者よ爾の賓旅なる兄弟にまで凡て行ふお忠信をもて
 七 行へり六 かれら教會の前に在て爾の愛を證せり爾もし神に合ふべく彼等
 八 の行路を助べ其行ふところ善なり七 彼等の主の名の爲に出て異邦人より
 九 何をも受ざれば也八 是故に我儕かくの如き人を助くべし蓋われらも彼等
 十 と偕に眞理に働く者とならん爲なり九 われ曩に書を教會に贈りしが彼等
 十一 の中に於て長たらんことを欲ひデヲテレペス我を納ざりき十 我もし往
 十二 其行る所を心に記置ん彼の悪言をもて妄に我儕を論じ且これを以て足り
 とせず自ら兄弟を接す其を接んとする者をも妨げて教會より黜けたり十二

愛する者よ惡に效ふ勿れ即ち善に效へ善を行ふ者の神より出惡を行ふ者
 十二の未だ神を見ざる也^{十二} テメテリヲの衆人と眞理とに證をせらる我儕も證
 十三をす我儕の證の眞實なるを爾知り^{十三} 我々は多の事を爾に書贈らんと爲ど
 十四も筆と墨とを以て書おくるを欲す^{十四} 速かに爾を見て口を對へ語らんこと
 を望む願く^{十四} 爾安かれ多の友なんぢの安を問り請なんぢ我に代て諸友お
 のくに安を問

新約全書使徒約翰第三書 終

新約全書使徒ユダの書

イエスキリストの僕ユダ即ちヤコブの兄弟書を召れたる者すなはち父な
 二る神に愛せられ且イエスキリストの爲に守らる衆人に贈る^二 願く^二 爾
 三曹に慈悲と平康と仁愛の増んことを^三 愛する者よ我心を熱して共に與
 四る所の救の事を爾曹に書おくらんと思ひたりしが今なんぢらに書を贈り
 五て聖徒が一たび傳られし信仰の道の爲に力を盡して戦はん事を爾曹に勸
 六ざるを得ず^四 ろの神を敬はず我儕の神の恩を易て色慾を放縱にするの緣
 七となし惟一の主なる神と我儕の主イエスキリストを棄るもの數人潛に教
 八會に入たればなり彼等が此審判を受るとお定られたる事^八 昔より預じめ
 九録されたり^九 なんぢら素より知る事なれど我々は爾曹に憶起させんとす
 十る事^十 主の民をエジプトの地より救出し^十 汝ち信せざる者を滅ぼし給
 十一ひし事^{十一} 己が本位を守らずして其住る所を離れたる天使を限なく繋て
 十二大なる日は審判まで幽暗の中に守り置たまひし事^{十二} 七ソドムゴモラ及び

八 其比隣は邑かれらと同く姦淫をなし且男色を行ふにより限なく火は罰を
 九 受て鑑戒に立られし事となりハこれ夢みる者も亦肉體を汚し主たる者を
 十 藐忽し尊者を謗れり九うれ天使の長ミカエル悪魔とモーセは屍を争ひ論
 十一 せしどき彼なほ之を謗りて訴へざりき惟主なんぢを責べしと曰り十然る
 十二 に彼等の知る所の事を謗れり其本性ざる所の無知獸は知どころと同
 十三 じ彼等の之を以て己を亡せり十一禍なる哉彼等のカインは途にゆき利の爲
 十四 にバラムは迷謬に馳またコラは逆ひし如して亡びたり十二彼等の爾曹は愛
 十五 じ筵席の磐なり憚る所なく同に其筵席に與りて自己を養へり彼等の風に
 十六 逐るゝ雨なき雲枯て再かれ根を拔るゝ果のなき秋の樹十三の穢を湧出す
 十七 海は猛浪道をはなれたる星なり之が爲に黑暗を限なく留置れたり十四アダ
 十八 ムより七代に當れるエノク此輩は事を預言して曰けるの視よ主其聖萬
 十九 軍と借に來りて十五衆人を鞫り凡て神を敬ひざる者は神を敬はずして行ひ
 二十 し悪行と神を敬ひざる罪人は主に逆ひて語れる諸は悪言を責給ふべしと

十六 此輩の怨言もは足とを知らざる者おれれば慾に従ひて行き其口の誇る
 十七 ことを語り利の爲に人に誦ふ者あり十七愛する者よ爾曹わが主イエスキリ
 十八 ストの使徒等は曩に語りし言を憶起すべし十八即ち爾曹に語ていふ末期に
 十九 戲謔者おこり己が横逆なる慾に徒ひて行んと十九彼等の自ら區別をなさず者
 二十 また肉に屬る者にして靈のさき者なり二十愛する者よ爾曹うは徳を至潔さ
 二十一 信仰は上に建て聖靈に感じて祈り三自己を守りて神の愛の中に居われら
 二十二 の主イエスキリストの永生を賜ふ其矜恤を待べし三三彼等れうち或者を
 二十三 ば論じて口を噤しめ三三或者をば火より取出して救ひ或者をば畏懼を以て
 二十四 憐むべし其惡の肉は慾に染たる衣までも惡むことをせよ〇三四我儕の救主
 二十五 ある獨一の神すなわち爾曹を躓かせじと保り爾曹をして汚なく歡びて其
 二十六 榮光の前に立ことを得しむる者の世の始の前より今また後も世々永遠わ
 二十七 れらの主イエスキリストに由て榮と威光と大能と權を有ち給ふなりアメ
 二十八 ン

新約全書猶太書 終

新約全書ヨハ子黙示録

一 此イエスキリストの黙示すはち神彼をして迅速に起るべき事を
 二 彼の僕等に示さしめんとして彼に賜ひし所なりイエスキリスト其使を以て
 三 僕ヨハ子に之を贈り示し給へりニヨハ子神の道とイエスキリストの證と
 四 其凡て見し所のものを證す三この預言の書を讀者と之を聞て其中に記
 五 しある所を守る人々の福なり蓋時近ければ也○ヨハ子書をアジアにあ
 六 る七の教會に贈る願くは今在し昔し後在す者および其寶座の前の七
 七 の靈五及び忠信ある證者死の中より首に生れし者天下の諸王は君たるイ
 八 エスキリストより爾曹恩寵と平安を受よ願くは我儕を愛し其血を以て我
 九 儕は罪を洗潔め六我儕をして王と爲し祭司と爲てうは父の神に屬しむる
 十 者に榮光と權力世々窮なく有んことをアメン○七視よ彼の雲に乗りて來
 十一 る衆の目かれを見ん彼を刺たる者も亦これを見べし且地の諸族これが爲
 十二 に哀哭んアメン八主たる神い給へり我ハアルバ也オメガなり始むり

九 終なり今あり昔あり後ある全能は者あり○九 我ヨハ子即ち爾曹の兄弟な
 んぢらと患難を共にしイエスキリストは國および其忍耐を共にする者曩
 十 に神は道とイエスは證は爲にバトモスといふ島に居て 十 主の日に我靈に
 十一 感じて筈は如き大なる聲は我後に在を聞き 十一 云く爾の見どころを書に録
 十二 して之をアジアに在エペソスムルナペルガモテラテラサルデスヒラデ
 十三 ルヒアラオデキヤの七の教會に贈るべし 十二 われ身を轉して我に語る聲を
 十四 觀んとし既に身を轉せば金の七は燈臺 十三 又其七の燈臺は間に人の子は如
 十五 き者あるを見たり其身に足まで垂る衣をき胸の金の帯を束ね 十四 首と
 十六 髪と白こと羊は毛は如く雪の如く目の火焰は如し 十五 足の爐に焼る眞鍮
 十七 は如く聲の大水は響は如し 十六 右は手に七は星をもち爾刃は利劔は口
 十八 よりいで面の甚しく輝く日の如し 十七 我これを見しとき死者は如く其足
 下に仆れたり彼右は手を我に接て曰ける懼るる勿れ我の首先なり末後
 なり 十八 我の生者なり前に死しことあり視よ我の世々窮りなく生んアメン

十九 我の陰府と死とは鑰を持ち 十九 なんぢ見し所および今ある所はこと後ある
 二十 所は事を録すべし 二十 其の爾が見し所は我が右は手は七は星また七の金の
 二十一 燈臺の奥義なり七の星の七の教會の使者七の燈臺の七は教會なり
 二十二 爾エペソの教會は使者に書おくるべし 二十二 右は手に七の星を執また七
 二十三 の金の燈臺は間を行む者かくの如く言と 二日われ爾は行爲と勞苦と忍耐
 二十四 と爾が悪人を容る能ざるを爾が曩に夫の自ら使徒なりと稱て實の使徒に
 二十五 非ざる者を試みて其妄言を見あらにしと事と 三 爾が忍耐する事と我名の
 二十六 ために患難を忍びて倦ざりし事とを知 四 然と我なんぢに責べき事あり爾
 二十七 初時の愛を離れたり 五 さんぢ何處より墜しかを憶ひ悔改めて初は工を行
 二十八 へ然らずして爾もし悔改めずば我なんぢに到り爾は燈臺を其處より取除か
 二十九 ん 六 然ども爾に一は取べき事あり 二 三 ライ宗は人は行爲を惡むとなり我
 三十 も之を惡めり 七 耳ある者の靈は諸教會にいふ所を聽べし勝をうる者おの
 三十一 我神は樂園にある生命は樹は實を食ふ事を許さん 〇 八 さんぢ又スムルナ

九 汝教會に使者に書おくるべし 首先末後のもの死てまた生たる者かくは如く言と 九 曰われ 爾は行爲と患難と貧乏とをしの貧乏との雖も 爾の富り我また夫は自らエダヤ人ありと稱て 實は非ざるサタンは會は者は褻瀆の言を知り 十 ちんち將に受んとする苦を懼るゝ勿れ 惡魔まさに 爾曹に中は者を獄に入て 爾曹を試みんとす 爾曹十日はあひだ患難を受べし 爾死ふに至るまで 忠信を然らば 我生命の冕を爾に賜へん 十一 耳ある者の靈の諸教會をいふ所を聽べし 勝を得もの 第二の死の禍害を受す 〇 十二 爾ペルガモの教會は使者に書おくるべし 兩刃の利劍をもつ者かくは 如く言と 十三 曰われ 知なんぢが住處に即ちサタンの座位はある所なり 爾の固く我名を保つ當て我が忠信の證人 アンテバス 爾曹の中サタンの住どころにて 殺されし時ふも 爾わが道を棄ざりき 十四 然ども我ちんちに 數件の責べき事あり 爾曹の中バラムの教を保つ者あり 先に 巴拉ム バラクに 教て 礙物を イスラエルの民の前に 置し 卽ち バラクをして 彼等に 偶像に 獻し 物を 食の せ 姦淫を行ひし

十五 めたり 十五 また 爾曹の中に ニコライ 宗の教を保つ者あり 此教の我が惡む所なり 十六 ちんち悔改めよ 然ざれば 我迅速に 爾に 到り 我が口の劍をもて 彼等と戦へん 十七 耳ある者の靈の諸教會に いふ所を聽べし 勝をうる者には 我藏しある マナを 予へん 亦白石の上 に 新しき名を 記して 之に 予へん 之を受る者の外に 此名を知ものなし 〇 十八 爾テアラの教會の使者に 書贈るべし 神の子の目の火焔の如く 其足の眞鍮の如なる者かくの如く 言と 十九 曰われ 爾の行爲と愛と信仰と服役と忍耐とを 知また 爾が後に 爲し 工の始の工よりも 多ことを 知 二十 然ども 我ちんちに 責べき事あり 爾の自ら 預言者ありと 稱て 我が僕を 教これ を 惑し 姦淫を行ひ せ 偶像に 獻し 物を 食し むる 婦人 二 曰われ 曾て 此女に 悔改むべき 機を 予たれ せ 其姦淫を 悔改ることを 爲ざりき 三 我かれを 牀に 投入ん 又かれと 淫する者も 若くは 行を 悔改めず ば 我これを 大なる 苦難の中に 投入ん 三 三 また 死をもて 彼の 婦の 兒女を 殺さん 之に 因て 諸教會の 我が人の 心腸を 察り 爾曹各々の 行に

二四 循ひて報を爲ことを知ん 二四 我これ餘はテアテラは人いまだ此教を受ず所
 二五 謂サタンは奥義を未だ識ざる爾曹お言われ他は任を爾曹お負せし 二五 只な
 二六 んぢら有とてころの者を我いたる時まで固く保つべし 二六 勝を得て終に至る
 二七 まで我が命せし事を守る者に我諸邦は民を治むる權威を賜へん 二七 彼の
 二八 鐵杖をもて諸邦の民を牧り彼等を陶瓦は器は如く碎かん我わが父より
 受たる權威は如し 二八 我また彼に曙は明星を賜へん 二九 耳ある者の靈は諸教
 會あいふ所を聽べし

爾サルデスは教會は使者に書贈るべし神は七は靈を持また七は星
 を持もは此は如く言と曰われ爾は行爲をしる又なんぢに生る名ありて其
 實は死るとを知んなんぢ目を醒し幾と死んとする殘情を堅せよ我なん
 ぢは行爲は我神の前に全きを見ざる也 三 是故に爾が受たるところ聞たる
 所を憶起これを守りて悔改めよ若し目を醒し居すば我盜賊は如く爾に到
 らん爾わが何の時なんぢに到るかを知らざる也 四 然どもサルデスになほ數

五 人いまだ其衣を汚さざる者あり彼等の白衣をきて我と同行まん彼等の
 然するに足もは也 五 勝を得ものハ白衣を着られん我ろは名を生命の書よ
 り塗抹さす又わが父と其使等は前に彼が名を言陳ん 六 耳ある者の靈は諸
 教會にいふ所を聽べし 七 爾ヒラデルヒアは教會は使者に書贈るべし聖
 もは誠ある者ダビデは鑰をもつ者かれ關は誰も關ること能はず彼關れば
 誰も關ること能はず此者かくは如く言と 八 曰われ爾は行爲をしる視よ我れ
 門を爾は前に關けり之を關ることを得る者なし蓋なんぢ少く力ありて我
 言を守り我名を棄ざれば也 九 夫は自らユダヤ人と稱て實は非ず唯謊言を
 いふサタンは會は或者をして我これを爾は所お來らしめ爾の足は前に伏
 しめ我なんぢを愛せしことを知しめん 十 爾わが忍耐は言を守しにより我
 も亦なんぢを守りて地に住人を試みんが爲に全世界お臨んとする試煉は
 時に之を免れしむべし 十一 われ迅速に來らん爾が有とてころは者を堅く保ち
 て爾は冕を人に奪るること勿れ 十二 勝をうる者をば我神の殿は内は柱とな

十三 さん此より再び出るよとあし我また我神は名と吾神は京城すあにち天よ
 十四 わが神の所より降る新しきエルサレムは名および我が新しき名を之の書
 十五 さん十三 耳ある者の靈は諸教會の言とあるを聽べし 十四 爾ラオデキヤは教會
 十六 の使者に書贈るべしアメンたる者忠信ある眞實の證者神の造化の始
 十七 る者かくの如く言と十五 曰われ爾が冷かあも有す熱も有ざるよとを爾の行
 十八 爲に由て知り我なんぢが冷かなるか或の熱からん事を願ふ 十六 爾とでに温
 十九 然して冷かあも有す熱くも有す是故に我なんぢを我が口より吐出さんと
 二十 す十七 さんぢ自ら我の富かつ豊になり乏き所なしと稱て實の惱るもの憐む
 二十一 べきものまた貧く替ひ裸體なるを知ざれば十八 われ爾に勸なんぢ富をかさ
 二十二 んために我より火に燬たる金を買また己の裸體は恥の露れざらん爲に白
 二十三 衣を買て纏へ又見ことを得ん爲に目薬を買て目にぬれ十九 凡て我が愛する
 二十四 者は我これを責め之を懲す是故に爾勵て悔改めよ 二十 視よ我戸は外に立て
 二十五 叩もし我聲を聞て戸を開く者あらば我その人の所に就ん而して我の

二二 人と偕に其人の我と偕に食せん三 勝をうる者に我さきに勝を得て我父
 二三 と偕に其寶座に坐するが如く我と偕に我が寶座に坐することを許さん三三
 二四 耳ある者の靈の諸教會に言とあるを聽べし
 二五 此後われ見しに天に門開けありたり我が初に開る所の我に語れる
 二六 筈の如き聲また我に語て曰くここに上れ我このち起るべき事を爾に示さ
 二七 んニわれ直に靈に感じ天に一の寶座設ありて其寶座の上に坐する者ある
 二八 を見たり三の坐する者の貌の金剛石赤瑪瑙の如く且その寶座の四圍に
 二九 緑の玉の如き虹あり四の寶座の四圍に又二十四の寶座あり二十四人の
 三〇 長老白衣をき首に金の冕を戴きて其寶座に坐するを見たり五の中央の
 三一 寶座の中より閃電迅雷および許多の聲いづ又その寶座の前に燃れる七の
 三二 燈火あり是神は七の靈なり六 寶座の前に水晶に似たる玻璃は海に如きも
 三三 あり寶座は正面どりの四圍に四の活物あり前後ごとくく目なり七 第
 三四 一は活物の獅子に如く第二は活物の牛に如く第三は活物の面は貌人に如

八 第四は活物の飛鷹は如しハこれ四は活物おれ六は翼あり其内外と
 どくく目なり此も夜る晝る息ずしていふ聖かな聖かな聖かな昔し
 九 今在し後いすす主たる全能は神と九これ活物寶座に坐する所の世々窮
 十 なく生る者に榮を歸し之を尊び之に感謝せし時二十四人の長老寶座に
 十一 坐する者は前に伏この世々窮なく生る者を拜し己の冕を其寶座の前に投
 出し曰けるハ主よ爾の榮と尊貴と權威を受べき者なり爾の萬物を造り
 十二 萬物の意旨に由て有ち且造れたり

三 我また寶座に坐する者七の印にて封印せる内外に文字ある卷を其
 四 右の手に持るを見たりニ我また一人は強き天の使大なる聲を發して誰か
 五 此卷を開き封印を解に堪る乎と宣傳るを見たり三然るに天にも地にも地
 六 下にも此卷を開き又これを見ることが得る者なし四一人として此卷を開
 七 き又これを見に堪る者なきが故に我甚だしく哭り五彼は長老は一人われ
 八 に曰けるハ哭なかれユダは支派より出たる獅子ダビデは根すでに勝を得

六 されバ此卷を開き又この七の封印を解ことを得なり六われ寶座および四
 七 の活物はあひだ長老等之間に羔立をるを見たり此羔さきに殺されし事わ
 八 るが如し之に七の角と七は目あり此目の全世界に遣はす神は七は靈なり
 九 七これ羔すみて寶座に坐する者右は手より卷を取り八卷を取るとき
 十 四の活物および二十四人は長老おれ一琴を執また香を盛たる金の香爐
 十一 を執て羔の前に俯伏したり此香の聖徒等は祈禱なり九この長老たち新し
 十二 き歌を唱いひけるハ爾ハ此卷を取その封印を解ふ堪る者あり蓋なんぢ曾
 十三 て殺され其血をもて諸族諸音諸民諸國の中より我儕を贖て神に歸せし
 十四 め且我儕の神は爲み我儕を王とさし祭司と作給へバ也われら地に王た
 十五 るべし十二我また見しに寶座と活物および長老等の四圍に衆の天の使の聲
 十六 あるを聞き其數千々萬々十二かれら大聲に曰けるハ曩に殺れたりし羔の權
 十七 威富智慧能力尊敬榮光讚美を受べき者なり十三我また天および地およ
 十八 び地の下および海の上にある所の凡て造れたるもの又其中に在もの皆い

十四 へるを聞き曰く願くは讚美、尊敬、榮光、權力、寶座に坐する者と羔とに歸して世々窮なからんことを、是に於て四の活物アメンと曰り二十四人の長老伏て拜せり

二 羔の第一の封印を開しとき我觀しに活物の一つ雷の如き聲にて來れと曰を聞き二われ觀しに一匹の白馬を見たり之に乗るもの弓を携ふ且

三 冕を與られたり彼常に勝り又勝を得んとて出行り〇三また第二の封印を開し時われ第二の活物の來れと曰を聞き四また一匹の赤馬いで來れり之

四 に乗るもの地の平和を奪ひ且人々をして彼此に相殺しむる權を予られたり彼また巨なる刀を授けらる〇五また第三の封印を開しとき第三の活物

五 の來れと曰を聞き我觀しに一匹の黒馬を見たり之に乗るもの手に權衡を

六 持り六我かの四の活物の中に聲あるを聞き曰く銀十五錢に小麥五合銀十五錢に大麥一升五合なり油と葡萄酒を傷ふ可らず〇七また第四の封印を開しとき第四の活物來れと曰を聞き八われ觀しに一匹の灰色たる馬を

九 見たり之に乗る者の名の死といふ陰府の後に隨へり彼等刀劍、饑饉、死亡および地の猛獸をもて世の人の四分の一を殺すの權を予られたり〇九

十 また第五の封印を開しとき祭壇の下に曾て神の道のため及りの立し證の爲に殺されたる者等其靈魂あるを見たり十かれら大聲に呼り曰けるハ聖

十一 誠は主よ何時まで地にすむ者等を審判せず且これに我儕は血は報をなし給ざる乎十二爰に彼等各人に白衣を賜へて之に曰給ひけるハ彼等は如く殺

十二 されんとする其共に勞ける兄弟等其數は盈るまで安んじて暫く待べし〇十二また第六の封印を開し時われ觀しに大なる地震あり日ハ毛布は如く黒

十三 なり月ハ血は如くなれり十三天は星ハ無花果は樹は大風に揺て未だ熟せざる其果の落るが如く地に隕十四天ハ巻物を捲が如く去ゆき諸山諸島みな移

十五 てり其處を離れたり十五地は諸王また貴人、富者、將軍、勇士すべての奴隸すべては自主悉く洞に匿れ山の巖の中に匿れ十六山と巖とに曰けるハ願

十六 くハ我儕は上に墜我儕を掩ふて寶座に坐する者の面と羔は怒を避しめよ

十七 この羔は怒れ大なる日すでに至れるなり誰か之に抵ることを得んや
 十七 此後われ四人は天使地の四隅に立て地は四方は風を援どめ地は
 上にも海は上にも樹は上にも風を吹せざるを見たり 又この他に一人は
 天使活神は印を持って東より登り来るを見たり 此使者は地と海を傷ふ
 とを許されたる四人の使者に向て大聲に呼り 我儕の神は僕に頼に我儕
 が印するまでの地をも海をも樹をも傷ふ可らずと曰り 我印せられたる
 者の數を聞しおイスラエルは諸は支派はうち印せられたる者合せて十四
 萬四千あり五 ユダは支派おて一萬二千ルベンは支派おて一萬二千ガドは
 支派おて一萬二千 アセルは支派おて一萬二千ナフタリは支派おて一萬
 二千マナセは支派おて一萬二千 シメオンは支派おて一萬二千レビは支
 派おて一萬二千イサカルは支派おて一萬二千ハゼブルンは支派おて一萬
 二千ヨセフは支派おて一萬二千ベニヤミンは支派おて一萬二千人なり ○ 九
 此後我觀しに諸國、諸族、諸民、諸音の中より誰も數へ盡すと能ざるほど

十 許多人白衣をきて手お櫻欄は葉をもち寶位と羔は前に來りて立り 十 十
 十一 彼ら大聲に呼り曰けるは救ひの寶座に坐せる我儕の神と羔より出るなり 十二
 十二 天使みな寶座および長老等と四の活物との四圍に立て寶座に向ひ伏俯し
 十三 て神を拜し 十二 曰けるはアメン 願くは讚美、榮光、智慧、感謝、尊敬、權威、能力、
 十四 世々窮なく我儕に神に歸せよアメン 十三 長老は一人われに曰けるは此白衣
 十五 を着たる者の誰か且何處より來りし乎 十四 われ答けるは君よ爾これを知べ
 十六 し彼われに曰けるは彼等の大なる艱難を経て來り曾て羔の血にて其衣
 十七 を滌これ白なせる者なり 十五 是故に彼等の神の寶座の前に在かつ神は殿
 十八 にて夜晝神お事ふ寶座に坐する者の彼等の中に居給ふべし 十六 彼等の重て
 十九 飢す重て渴すまた日も熱氣も彼等を害とざる也 十七 彼の寶座は前にある羔
 二十 かれらを養ひ彼等を活る水は源に導き又神かれらの涙を其目より拭ひ給
 二十一 ふ可れ也

また第七は封印を開しとき天靜謐なりしこと凡る半時ニわれ神は

三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二

前に立る七人は天使をみる彼等七は籥を予られたり三また一人は天使
 金は香罏を持來て祭壇は側に立かれ多は香を予られたり此の寶座は前に
 ある金は祭壇は上に之を獻て諸は聖徒は祈禱に添しめん爲なり四 香は烟
 聖徒は祈禱に添て天使は手より神は前に升れり五 此は天使香罏を執こ
 れに祭壇は火を盛て地に傾けられ許多の聲迅雷と閃電および地震起れ
 り六 七は籥を執る七人は天使籥をふく備を爲り七 第一の天の使籥を
 吹けれバ血の雜たる雹と火と地に雨降地の三分の一焚亡また樹の三分の
 一焚亡凡ては青草も焚亡たり八 第二の天使籥を吹けれバ火に焚る大
 ある山は如きもの海に投入られ海は三分の一血に變たり九 海の中にある
 造られたる活物三分の一死船三分の一破壊たり十 第三の天使籥を吹
 けれバ一の大なる星明燈の如くに燃て天より隕即ち河の三分の一および
 水の源も隕たり十一 この星の名は茵陳といふ水の三分の一の茵陳の如く苦
 く變り如此水の苦く變るも因て多の人死り十二 第四は天使籥を吹けれバ

十三

二 三 四 五 六 七 八

日の三分の一月の三分の一星の三分の一みな撃れて其三分の一すべて暗
 かり晝三分の一光なく夜も亦光あし十三 われ見しに一の鷲穹蒼の中央を飛
 大なる聲にて呼をさく曰く後また三人の天使籥を吹んと爲により地に
 住者の禍なるかな禍なるかな禍なる哉
第五の天使籥を吹ける時我天より地に隕たる一の星を見たり此星
 底なき坑の鑰を與られたり二 彼底なき坑を啓けれバ大なる爐の烟の如き
 煙坑より上り日と穹蒼とに此坑の烟の爲に暗なれり三 多の蝗烟の中より
 地に出この蝗地の蠍の權の如き權を與らる四 又地の草もろくの青緑お
 よび諸の樹を傷ふこと勿た額に神の印なき人々を傷ふべしと命せられ
 たり五 且これに人を殺ことを許さず惟五ヶ月の間かれらを苦むる事を許
 れたり其痛苦の人蠍に刺れたる時其痛苦は如し六 この時に人々死を求ん
 ど爲ども能はず死んことを願ども死の遁去べし七 此蝗は狀の戦のため
 備たる馬の如し頭に金の冕は如もれを戴き其面は人の面は如し八 此に

九 女の髪の毛の如き髪あり其齒の獅子の齒の如し九また鐵の胸當の如き胸當あり其翼の音の數多し馬は戰車を引て戰場に馳るが如し十且これに蠍は尾は如き尾と蠍とあり此蝗五ヶ月はあひだ人を傷ふ權を有り十一これ蝗に王あり底なき坑は使者ありへブルの音にて其名をアバドンと云ギリシヤの音みてアポリオンと云十二一の禍すぎ去ておは二の禍至らんとす十三第六の天の使を吹し時われ神の前なる金の祭壇の四角より出る聲ありて十四この筮を持る第六の天の使に語をさく曰かの繫れて大河ユフラテの邊に

十五 あり四人の使者を釋せ十五乃ち四人は使者釋れたり年月日時お至りて人は三分れ一を殺さん爲に之を備しめれ也十六騎兵は數ふ萬々あり我らは數を聞き十七我異象に此馬と之に乗る者を見しが其形狀かくの如し彼等の火色、紫色、硫磺色の胸當を着馬の首の獅子の首の如く其口より火と煙と硫磺いづ十八此馬の口より出る火と煙と硫磺と三のものゝ爲ふ人の三分の一殺れたり十九この馬の力量の口と尾あり其尾の蛇の如くして首あり之を

二十 以て人を傷ふ也二十この禍にて殺れざる餘の人々の尙うの手おす所を悔改めず惡鬼を拜し見こと聞こと行ことを得ざる金銀銅石木の偶像を拜し三又りの兇殺、魔術、姦淫、盜竊を悔改めず

四 我また一人の強き天使の雲を衣て天より降るを見たり虹の首にあり其面の如く其足の如く其足の如しニ其手に展たる小き巻をとり其右の足を海の上にふみ左の足を地に履ニ獅子の吼る如く大聲に呼れり呼れるとき七の雷ありて聲を出せり四七の雷聲を發しし時われ之を書記さんとせしに天より出る聲ありて此七の雷の言ることニ爾これを封じて書きし可らずと曰るを聞き五我が見る所の海と地に跨り立る天の使右の手を擧て天に向ひ六世々窮なく生る者即ち天および其中のもの地および其中のもの海および其中の物を造たる者を指て誓ひ曰ける此のち時を延す可らず七第七の天使の聲を出すとき即ち筮を吹ときに至りて神の僕ある預言者等に示し給ひし如く其奧義成就すべし八我が聞し所の天よ

九 出いし聲また我に曰けるい行て夫海と地に跨り立る天使の手に持とこるの展たる小き巻を取九我の天使の所に往て之に曰けるい請小き巻を我に予よ彼いひけるい此巻を取て食盡せ爾の腹苦く爲べし其口に入るるときに蜜の如く甜らん十われ天使の手より小き巻を取て之を食しに口に在し時其甜こと蜜の如ありしが食盡しし時わが腹苦く爲たり十一かれ我に曰けるい爾再び諸民諸國諸音諸王の事を預言すべし

十二 **第十三章** われ杖の如き章を予られたり天使われに曰けるい起て神の殿と香壇並に其處にて拜する者を度れ殿の外の庭に遺して度る可らず蓋これ異邦人に予へ給ひたれば也かれら四十二ヶ月のあひだ聖城を蹂躪さん三我わが二人の證者に能を予ん彼等麻の衣を着て千二百六十日の間預言すべし四彼等の地を宰とる主の前に立る二の橄欖の樹二の燈臺あり五もし彼等を害んとする者あれば火の口より出て其敵を滅すあり若し彼等を害んとする者あれば其者の此の如く殺るべし六かれら預言する

七 間天を閉て雨を降ざらしむるの權を有り亦水を血に變らせ且るの心の任に幾回にても各様の災殃を以て地を撃權を有り七彼等が其證ををし畢んるとき底き坑より上る獸ありて之と戰ををし勝て之を殺さん八の屍の大ある邑の衢にあり此邑を譬てソドムと名け亦エジプトと名く即ち主の十字架に懸られ給ひし所あり九諸民諸族諸音諸國の者三日半の間かれらの屍を見かつ其屍を墓に葬るとを許さず十地にすむ者等かれらの死しに因て喜び樂み互に禮物を贈答せん蓋この二人の預言者地に住ものを苦めたれば也十一三日半れのち生の靈神より出て彼等の中に入られ起て其足を立しかば之を見もの大に懼たり十二われ天より大ある聲ありて此に升れと彼等に言を聞き彼等雲に乗て天に升れり其敵これを見たり十三この時に大ある地震ありて邑の十分の一傾れ此地震の爲に死し者七千人遺れる者等の大に懼れ榮を天の神に歸せり十四第二の禍すぎ去り第三の禍速に來らんとす十五 **第十七章** 第七の天使箴を吹しとき天に大なる聲ありて曰此世

十六 諸の國の我儕の主および主のキリストの屬と爲りキリスト世々窮なく
 十七 之を治め給はん 神の前に在て位お坐し居たる二十四人の長老俯伏して
 十八 神を拜し 曰ける 今在し昔し在す全能の主たる神よ我儕感謝す爾す
 十九 大なる權を執て政事を施し給ふに因 諸の國の民怒を懷けり爾の怒も
 二十 亦至れり且死し者を審判して爾の僕なる預言者及び聖徒あらびに大と小
 二十一 どの別なく其名を懼るる者に賞を予へ地を亡す者を亡し給ふ時既に至れ
 二十二 十九時に神の殿天に開け殿の中に神の約束の櫃みゆ又閃電と聲と迅雷お
 二十三 よび地震と大なる雷と有き
 二十四 爰に大なる異象天に現る一人の婦あり日を着月を足の下にふ
 二十五 み首に十二の星の冕を戴けり 彼すすでに孕み居しが子を産んとして甚く
 二十六 苦み泣叫べり 三また一の異象天に現る一條の大なる赤龍あり之に七の
 二十七 首と十の角あり其七の首に七の冕を戴けり 四の尾にて天の星三分の一
 二十八 を曳これを地に墮せり此龍子を産んとする婦の前にたち産を待て其子を

五 食んとす 婦男子を生り其子鐵の杖をもて萬國の民を主理らんとす彼神
 六 と其寶座の下に擧られたり 婦のがれて野に往り神ろこにて彼を千二百
 七 六十日のあひだ食いしめん爲に備給へる一の所あり 七 斯て天に戰起れり
 八 ミカエルの使者を率て龍と戰ふ龍も亦の使者を率て之と戰ひしが 八
 九 勝こと能ず且再び天に居ことを得ず 九 是に於て此大なる龍すなわち惡魔
 十 と呼れサタンと呼らる者全世界の人を惑す老蛇地に逐下さる其使者も亦
 十一 とともに逐下されたり 十 天に大なる聲あるを聞き曰く我儕の神の救と能力
 十二 と其國と神のキリストの權威今すでに至れり蓋われらの神の前に夜晝わ
 十三 れらの兄弟を訴ふる者既に逐下されたり也 十二 我儕の兄弟の羔の血およ
 十四 び己が證せし所の道に因て之に勝り彼等の死に至るまで其生命を惜ざり
 十五 十二 是故に天と天に居者の喜べ地と海に禍なる哉りの惡魔おのが時の幾
 十六 時も無をえり大なる怒を懷て爾曹の所に下れば也 十三 龍おのが既お地に
 十七 逐下されしを見て彼の男子を生る婦を窘せり 十四 この婦大なる鷲の二の翼

十五
十七六

を予られ野に飛て己が所に至り其處にて蛇を避一年と二年と半年のあひ
だ養はれたり十五 蛇の口より水を河の如く婦の後に吐て之を漂さんとせ
り十六 地婦を助け口を啓て龍の口より吐たる水を吞盡せり十七 龍婦を怒りて
その餘の兒女すなわち神の誠を守りイエスの證を有つものと戦んとて
往り

二

われ海の砂の上に立て一匹の獸の海より出るを見たり之に七の
首と十の角あり其角の上に十の冕を戴き其首に僭妄の名を書せり二 我が
見し所の獸の形豹の如く其足の熊の足の如く其口の獅子の口の如し
龍おのれの能力と座位と大なる權威を之に予たり三 我この獸の一の首傷
を受て幾と死んとする状なるを見たり其死んとする状なりし傷愈けれ
ば四 全世の人これを奇として従へり 龍の權威を獸に予しに因て人々龍を
拜し又この獸を拜し曰ける誰か此獸の如き者あらんや誰か之と交戦を
なし得もの有ん乎五 この獸夸大なる言と謔す言とをいふ口を予られ又四

五

六

十二ヶ月のあひだ働をなすべき權を予らる 六 かれ口を啓て神を謔し其名

七

と其幕屋および天にすむ者等を謔せり七 かれ聖徒等と戦ひ之に勝ことを

八

許され又諸族諸民諸音諸國を宰とる權威を予られたり八 地に住る凡の

九

人即ち世の始より殺され給ひし羔の生命の冊ふ其名を録されざる者等ハ

十

此獸を拜せん九 耳ある者ハ之を聽べし十 凡る人を虜にする者ハ己また虜

十一

にせられ刀おて人を殺す者ハ己また刀おて殺さるべし聖徒の忍耐と信仰

十二

茲に在○十一 我また一匹の獸の地より出るを見たり之ハ二の角ありて羔の

十三

角の如し且その言ふと龍の如し十二 この獸先の獸の前にて先の獸の凡の權

十四

威をどり地と其上に住る者をして先に死んとする状なりし傷の愈たる獸

十五

を拜せしめたり十三 また大なる奇徴をなし人々の前にて火を天より地に降

十六

し十四 且その權を得て獸の前に行ふ所の奇徴を以て地にすむ者を欺き彼等
に語りて彼の刀傷を受てなほ活る獸の像を作らしむ十五 彼この獸の像に生
命を予へ之をして言ふことを得しめ又その像を拜せざる者を悉く之に殺

十六 しむるの權を予られたり十六 かれ衆人をして大小、貧富、自主、奴隸の別なく
 十七 或の右の手或の額に印誌を受しむ十七 印誌すなわち獸の名あらざる者ある
 十八 ひん其名の數あらざる者凡て貿易する事を得ざらしめたり十八 此獸の數
 目の義を知もの智慧あり才智ある者此獸の數を算ふ獸の數の人の數
 なり其數の六百六十六なり

二 われ觀しに羔シオンの山に立り十四萬四千の人は是と偕にあり皆
 三 の額に羔の名および羔の父の名を書せり二 われ天より聲あるを聞き衆
 四 の水の聲の如く大なる雷の聲の如し我が聞し此聲の琴を彈者の琴をひく
 五 琴の音なり三 かれら新しき歌を寶座の前および四の生物と長老等の前に
 六 歌ふ此歌の贖なることを得て地より來れる十四萬四千の外の學得こ
 七 どなし 彼等の婦女と交りて其身を玷ざる潔者なり且羔の往どころ何處
 八 にても之に従ふ彼等の人中より贖出されたる者にて神と羔に獻し初の
 九 果なり五 口口謊言なし彼等の疵なき者也 六 我また一人の天使の審蒼

七 の中央を飛を見たり彼地にすむ者即ち諸國、諸族、諸音、諸民に宣傳ん爲に
 八 永遠ある所の福音を携へ七 大なる聲にて曰ける神を畏れ榮を之に歸せ
 九 よ蓋神の審判し給ふとき既に至ればなり天地海及び水の源を造り給ひし
 十 者を拜せよ八 また一人の天使のあとに従ひ往て曰ける大なるバビロ
 十一 ンの傾たり傾たり彼等の姦淫に因て干る怒の酒を萬國の民にも飲しめた
 十二 り九 第三の天使かれらの後に従ひ往て大聲に曰ける若し獸と其像を拜
 十三 し其印誌を額あるひん手に受る者わらば 十 必ず神の怒の酒を飲ん即ち神
 十四 の怒の杯に物を雜ずして樹る者也また聖天使たち及び羔の前にて火と硫
 十五 磺を以て苦めらるべし十一の苦めらるる烟上に騰て盡る時なし獸と其像
 十六 を拜する者また其名の印誌を受る者の夜晝安からざるなり 十二 神の誠とイ
 十七 エスを信する信仰を保つ聖徒の忍耐こゝに在 十三 われ天より聲ありて我に
 十八 言ふを聞き曰なんぢ此言を書せ今より後主に在て死る死人の福なり靈も
 十九 亦いふ然かれら其勞苦を止て息ん其功これに隨いんと 十四 われ觀しに

十五 白雲あり其雲の上に人の子のごときもの首に金の冕を戴き手に利鎌を持
 十六 て坐せり十五また一人の天使殿より出大なる聲にて雲の上に坐る者に曰
 十七 けるハ刈時すでに至れり地の穀物すでに熟したり爾の鎌を入れて刈十六雲の
 十八 上に坐する者その鎌を地に入れバ地の穀物刈取れたり十七また一人の天
 十九 使天にある殿より出かれも亦利鎌を持ち十八また一人の火を掌る權威を有
 二十 する天使祭壇より出大なる聲にて利鎌を持つ者に曰けるハ地の葡萄す
 二十一 に熟したり爾の利鎌を入れて葡萄の球を刈斂め十九天使の鎌を地へ入
 二十二 地の葡萄を刈斂めて神の怒の大なる醜に投入たり二十城の外にて此醜を踐
 二十三 しに血醜より出て馬の轡に達はどに至り廣れること七十五里に及べり
 二十四 **我また大にして且奇なる異象の天に現れしを見たり七人の天使**
 二十五 末後の七の災殃を持ち神の怒ハ此にて盡る也二我また火の雜たる玻璃の
 二十六 海の如ものを見たり且獸と其像および其名の數ふ勝たる者神の琴を執て
 二十七 此玻璃の海の上に立るを見たり三かれら神の僕モーセの歌と羔の歌を謳

四 て曰けるハ主全能の神なんぢの行爲ハ大なるかな妙なるかな萬民の王よ
 五 爾の道ハ義なるかな誠なる哉四主よ誰か爾を畏ざらんや誰か爾の名を崇
 六 ざらんや唯なんぢ聖し萬國の民なんぢの前み來りて拜せん爾の義を行爲
 七 すでに顯れたり五此後われ觀しに天にて證の幕屋の殿闢たり六七の災
 八 殃を持つ七の天使潔して光ある布をき胸に金の帯を束ねて此殿より出七
 九 四の活物の一この七人の天使に世々窮なく在す神の怒を盛る金の金椀を
 十 予ム八神の榮光と權力より出る煙殿に満たり七の天使の持つ七の災殃の
 十一 畢まで殿に入ことを得者なし
 十二 **我また殿より大なる聲いで七の天使に語るを聞き曰く往て神**
 十三 の怒を盛る七の金椀を地に傾けよ二第一の使者ゆきてろの金椀を地に傾
 十四 けられ獸の印誌ある人と其像を拜する人どに惡かつ苦痛の腫物生たり
 十五 第三の使者ろの金椀を海に傾けられ海ハ死し者の血の如くなりて海
 十六 にある活物みな死たり四第三の使者ろの金椀を河および水の源に傾け

五 五 其水みな變て血と爲り五 其水を掌る天使の云る言を聞き曰くいま
 六 在し昔し在す聖主よ爾かくの如く審判をなし給ふに因て義なり六 なんぢ
 七 聖徒と預言者の血を流し彼等に血を予て飲しむ彼等之を受べき者な
 八 り七 我また聲ありて祭壇より出るを聞き曰く然り主たる全能の神よ爾の
 九 審判の正かつ義なり八 第四の使者の金椀を太陽の上に傾けられ太陽
 十 火を以て人を焼の權を予られたり九 人々大熱に焼れて此等災殃を掌と
 十一 り給ふ神は名を誦り且悔改めず神に榮を歸せざりき十 第五は使者の金
 十二 椀を獸は座の上に傾けられ其國暗なり人みな痛苦に因て其舌を齧たり
 十三 又の痛苦と腫物とは故に因て天の神を誦り己が行を悔改めざりき十二
 十四 第六の使者の金椀を大河ユフラテに傾けられ其水涸盡たり是東方は
 十五 諸王は路を備ん爲なり十三 我また龍は口と獸は口及び僞り預言者は口より
 十六 蛙に似る三は汚たる靈は出るを見たり十四 此の惡魔は靈なり異なる跡を行
 十七 ひて全地は諸王に就り彼等をして全能は神は大なる日は戰に集らしむ十五

十六 視よ我盜賊の如して來らん裸程にて行き羞處を見るること無らん爲に目
 十七 を醒し衣を着る者の福なり十六 かの三の靈諸王たちをへブルの音にてハ
 十八 ルマゲドンとよぶ所に集たり十七 第七の使者の金椀を空中に傾けられハ
 十九 大なる聲天の殿の中なる寶座より出て曰ける既に成り十八 此とき許多の
 二十 聲迅雷閃電また大なる地震ありき人の地に出しより以來かくの如き大な
 二十一 る地震ありし事あり十九 大なる邑三にあり異邦人の諸の城傾たり神大なる
 二十二 バビロンを憶起して之に己の劇き怒の酒を盛たる杯を予へ給へり二十 諸の
 二十三 島は遁去もろくの山の見なく爲り三また大なる電天より人々の上に降
 二十四 り電とどに重さ約一タラントあり人々電の災に因て神を誦れり蓋この
 二十五 災甚しく大なれば也
 二十六 七の金椀を持る七人の天使の其一人きたりて我に語て曰けるハ
 二十七 來れ我あんぢに多の水の上に坐する大淫婦の審判を示さん 二 地の王等こ
 二十八 れと淫を行ひ地に住る者その淫亂の酒に酔たり三 われ靈に感し携へられ

四 野にゆき絳色の獸に乗る婦を見たり此獸あまねく體に僭妄の名あり又
 五 七の首と十の角あり此の婦紫と緋の衣を纏ひ金と寶石と眞珠を以て
 六 身を飾り手に憎べきもの及び己が奸淫の穢を盛る金の杯を持五その額に
 七 名を書せり云く奧義大なるバビロン地の淫婦と憎むべき者との母六我此
 八 婦の聖徒の血に酔イエスの證を作し者等の血に酔たるを見たり我この婦
 九 を見て大に駭き異めり七天使われに曰ける爾亦にゆゑ駭くや我かんぢ
 十 に此婦および之を乗する七の首十の角ある獸の奧義を語ん八爾が見し獸
 十一 昔には有しが今無のち無底坑より上りて沈淪に往ん世の始より生命
 十二 の冊に其名を録されざる地に住るもの昔にあり今あらず後また出る獸を
 十三 見て駭かん九爰に智慧の心あるべし此七の首の婦の坐する七の山なり十
 十四 七の王あり其五の既に傾て一の尙あり餘の一未だ來らず來らば暫く止
 十五 らん十二昔に在て今あらざる獸の第八なり即ち七の王より出し者にて終に
 十六 沈淪に往ん十二爾が見し十の角十の王なり彼等の未だ國を得ざれども此

十三 獸と偕に一時のあひだ王の如き權威を執べし十三彼等のみな同心にて己が
 十四 能力と權威を彼の獸に予ふ十四かれら羔と戦ん而して羔これに勝なり蓋
 十五 羔の諸の主の主王の王これと偕にある者のみな召れ選れたる忠信の者な
 十六 るに因十五天使また我にいふ淫婦の坐する所の爾が見し水の庶民、群眾、諸
 十七 國、諸音なり十六爾が見し十の角と獸の夫の淫婦を憾み之をして荒墟かつ
 十八 裸程に爲しむ又その肉を食ひ火を以て之を焚べし十七蓋彼等に神おのが旨
 十九 に循ふの心を予へ彼等をして心を同らせしめ且神の言の悉く成まで其國
 二十 を獸に予しめ給へ也十八爾が見し婦の地の諸王に王たる大なる城邑なり
 二十一 此後見れ又一人の天使の大なる權威を有て天より降るを見るの
 二十二 榮地を照し輝けりニかれ大なる聲にて呼り曰ける大なるバビロン傾た
 二十三 り傾たり今惡魔の住處また各様の汚たる靈および穢たる憎べき鳥の巢と
 二十四 爲り三ろの萬國の民かれが奸淫に因て干る怒の酒をのみ地の諸王かれと
 二十五 淫を行ひ地の商買かれが甚しき奢華に由て富を致べ也○我また天より

五 聲あるを聞き曰くが民よ爾曹かれは罪に共に與りまた彼は災に共に遇こ
 六 どを免れんが爲るは中を出べし五ろれ彼が罪の積りて天に至り神の不
 七 義を心に記給へり六 彼が爾曹に爲し如く彼に爲るの行を照し倍して之に
 八 報い彼が斟予し杯に爾曹また倍して之に斟予へよ七 彼が自ら高より自ら
 九 奢れる如く亦痛苦悲哀を彼に予へよ彼心の中に謂れぬ女王は位に坐す
 十 我の寡婦に非ず我かあらず悲哀に遇じと八 是故に諸は災殃一日は間に彼
 十一 其身に來らん即ち死、悲哀、饑饉なり彼また火にて焚盡されん蓋彼を鞫給
 十二 ふ主たる神の能力ある者なれば也九 彼と姪を行ひ彼と共に奢華くらし
 十三 地は諸王彼が焚る煙を見て之が爲に哭き哀まん十 此は諸王かれが受る
 十四 痛苦を畏れ遙に離れ立て曰ん哀き哉哀き哉大なる邑バビロン堅固なる邑
 十五 爾が受る審判一時の間に至れりと十一 地の商賈これが爲に哭哀めり蓋かれ
 十六 らの貨物を買人なれば也十二 地の貨物の金銀、寶石、眞珠、細麻布、紫にて
 十七 染し物、絹、緋に染し物各様の香木、象牙各様の器皿價貴き木或は眞鍮或は

十八 鐵あるひの臘石にて作る各様の器皿十三 また肉桂、香料、香膏、沒藥、乳香、葡
 十九 萄酒、油、麥粉、麥、牛、羊、馬、車、奴隸および人の魂なり十四 巴ビロン爾が心嗜る
 二十 果穀の熟期すでに過去すべての奢れる華美のもの既に亡ぶ復これを見ざ
 二十一 るべし十五 此等の物を販ひバビロンの爲に富を致し者等バビロンの受る
 二十二 苦を畏れ遙に離れ立て哭哀み曰けるは十六 哀き哉哀き哉細麻布と紫にて染
 二十三 し物と緋に染し物とを纏ひ金、寶石、眞珠にて飾たる大なる城邑よ此の如
 二十四 き大なる富一時の間に消滅んとい十七 凡の舟長海を航る人々及び舟子と海
 二十五 に由て生業を作ものバビロンの燃る煙を見はるかに離れ立て喊叫いひけ
 二十六 るは何の邑か此大なる邑に比ぶ可んや十九 また塵を首の上に散布し哭哀つ
 二十七 く叫び曰けるは哀き哉哀き哉この大なる邑の奢侈に由て凡て海に舟を
 二十八 有る者の富を得たる此邑一時の間み滅しと二十 天よ聖徒、使徒、預言者よ爾
 二十九 曹これを喜べし神なんぢらの爲に之を審判給へる也三十一 一人の強き天の使
 三十 磨の如き巨なる石を取これを海に投て曰けるは大なる城バビロン此の如

三 烈しく打仆されて再び顯るゝ事なからん三 巴比ロンよ爾の中に琴をひき樂を奏し笛をふき箏を鳴す聲重ねて聞えず各様の工人重ねて見えず磨の音重ねて聞えず三 火燈の光かさねて輝す新郎新婦の聲かさねて聞えずるべし蓋なんぢの中の商人の地の尊貴者なれば也また萬國の民なんぢの魔術に惑されれば也 預言者聖徒および凡て地に在て殺されたる者の血の此邑に見えたり

六 此後見れ許多の人の呼が如き大なる聲の天に在を聞き曰ハレルヤ救と榮と權力の我儕の神の有ち給ふ所なり二の審判の直かつ義なり蓋神かの淫亂も因て世界を汚したる大淫婦を鞫き己が僕等の血の報を求て之を罰し給へば也三 かれら再ハレルヤと言ひ淫婦を焚火の烟のぼりてよよやむ時なし 四 二十四人の長老および四の活物寶座も座し給ふ所の神を伏拜てアメンハレルヤと言へり 五 聲寶座より出ていふ神の僕よ神を畏るる者よ大と小との別なく皆見れらの神を讚美すべし 六 我おほくの人の聲

七 の如く多の水の音の如く大なる雷の聲の如き聲を聞き曰ハレルヤ夫主なる全能の神の王なり七 見れら喜び樂みて神を崇めん蓋羔の婚姻は期すでに至り其婦すでに自ら備をなし畢たれば也 八 婦の潔して光ある細布を衣ことを許さる此細布の聖徒は義なり 九 天使見れに曰けるハ羔は婚姻は筵に招れたる者の福なりと書記せ又見れに曰これ神の眞は言なり十 我らの足下に俯伏して拜せんと爲ければ彼我にいふ然すべからず慎めよ我も爾と同一僕なり亦イエスの證を有つ爾は兄弟と同一僕なり爾たゞ神を拜せよイエスは證を立る靈と預言は靈と殊なる事なし 〇 十二 我また天は關を觀しに一匹の白馬あり之に乗るもは忠信また誠實と稱らる彼の義を以て審判と戰爭を爲せり十三 其目は火焰に如く其首の多は冕を冠れり又録せる名あり彼は外に之を識者なし 十三 かれ血に染たる衣を纏へり彼は名の神は言と云十四 天にある諸軍皎く輝ける細布をき白馬に乗て之に従へり十五 彼の口より利劍いづ之を以て列國は民を撃かつ鐵の杖を以て列國の民を牧ら

十六 彼また全能の神の甚しき怒れ醉を踐十六 彼が衣と股に録せる名あり曰く
 十七 諸王の王諸主の主十七 我また一人の天使の日の中に立るを見たり彼空中に
 十八 飛鳥に大なる聲にて呼曰ける十八 爾曹神の大なる筵に集り來り十八 諸王の肉
 十九 將軍の肉勇士は肉馬と之に乗る者は肉および自主奴隸大と小とは別なく
 二十 凡の人は肉を食へ十九 我のは獸地の諸王および其軍隊は既に集りて白馬に
 二十一 乗る者および其軍隊と戦いんと爲を見たり二十 獸と偽の預言者と共に擒に
 二十二 せらる此偽の預言者の前に獸は前にて異なる跡を行ひ獸は印誌を受たる
 二十三 者および其像を拜する者二十三 者なり此二はもれ生ながら硫磺にて燃
 二十四 る火は池に投入られ二十三 それ餘れ者ハ白馬に乗る者ハ口より出る所は劍お
 二十五 て殺れたり諸の鳥かれらの肉を食ひて飽り
 二十六 され一人の天使底なき坑の鑰と大なる鍵を手携へて天より降
 二十七 るを見たり二十六 かれ惡魔と稱へサタンと稱る龍すなわち老蛇を執て之を千
 二十八 年のあひだ縛置んとす二十七 之を底なき坑に投入閉こめて其上に封をなし

四 千年過るまで諸國の民を惑すこと莫らしむ其後かならず暫時のあひだ釋
 五 放さるべし四 我おほくの座位を見しに其上に坐する者あり彼等審判の權
 六 を予らる又イエスの證および神の道の爲に首斬れたる者の靈魂を見たり
 七 此の獸と其像を拜せず其印誌を額あるひの手に受ざりし者の靈魂なり皆
 八 生てキリストと共に千年の間王と作り五 其他の死人ハ千年終まで甦らざ
 九 る也これ第一の復生なり六 この第一の復生に與る者の福なり是聖者なり
 十 此輩の上に第二の死の權を執こと能す彼等の神とキリストの祭司と作キ
 十一 リストと共に千年の間王たるべし七 千年終てサタン其囚より釋放さる
 十二 べしハかれ出て地の四方の列邦ゴグとマゴグを惑し之を集て戦しめんと
 十三 す彼等の數ハ海の沙の如し八 かれら地に遍く滿て聖徒の陣營と愛せらる
 十四 城とを圍む此時に火天より降りて彼等を焚盡せり九 彼等を惑し惡魔
 十五 火と硫磺の池に投入られたり即ち獸および偽の預言者の居どころ也十
 十六 此の夜も晝も患難痛苦ありて世々熄時なし十一 われ白き大なる寶座と之に

十三 東に三の門あり北に三の門あり南に三の門あり西に三の門あり十四 城
十四 石垣に十二の基址あり其上に羔の十二使徒の名あり十五 我に語れる者城
十五 と門と石垣とを測ん爲に金の竿を持たり十六 城の四方にして長と闊と同
十六 てんのつかひを以て城を測しに六百里あり長と闊高さと共に相等し十七 又その石
十七 垣を測りしに人の度に從へば百四十四キユピトあり人の度の天使の度と
十八 同じ十八 石垣の金剛石にて築き城は清潔なる玻璃の如き純金にて造れり十九
十九 城の石垣の基址の各様の玉にて飾れり第一の基址の金剛石第二の青玉第
二十 三の赤玉第四の緑の玉第五の紅の瑪瑙第六の黄色の玉第七の薄き黄色
なる玉第八の水色の玉第九の紅の玉第十の翡翠第十一の深紅の玉第十
二の紫の玉なり十二の門の十二の眞珠なり一の眞珠にて一門を造り
城の欄の澄徹る玻璃の如き純金なり三 且れ城の中に殿あるを見ず蓋主た
る全能の神および羔の殿なれば也三 又また城に日月は照らす蓋主た
れば榮光これを照し且羔城の月燈なれば也四 萬は國は民は光に藉て行ま

二五 地の諸王おのれの榮と尊貴とを以て此城に來らん二五 一の門の終日とち
二六 ず此に夜ある事なし二六 萬の民己の榮と尊貴とを以て此城に來らん二七 凡て
二七 潔らざる者と憎べき行を爲もの或の謊をいふ者の必ず此に入ことを得ず
唯羔の生命の書に録されたる者のみ入なり

二八 天使生命の水の河を我に示せり其水澄徹りて水晶の如し神と
二九 羔の寶座より出ニ城の欄の中および河の左右に生命の樹あり十二種の果
三〇 を結び一種を月ごとに結ぶ也其樹の葉は萬國の民を醫すべし三 重て呪詛
三一 あることなし神と羔の寶座とに在るの僕これに事ん四 僕ども神の面を
三二 み神の名かれらの額に在べし五 彼處に夜あることなく燈の光と日の光
三三 とを用ることなし蓋主なる神かれらを照し給へば也かれらの世々窮なく
三四 王たらん六 天使また我に曰ける此言の信す可して誠實なり預言者の靈
三五 魂の神なる主速かに成んと爲ことを其衆僕に示すために其使者を遣せり
三六 七 われ速かに至らん此書の預言の言を守る者の福なり〇 八 我ヨハ子此等

九 此事を見聞せり之を見聞せしとき我に此等の事を示せる天使の足下に俯伏して拜せんと爲ければ九 かれ我にいふ然すべからず慎めよ我の爾と同一僕なり亦なんぢの兄弟なる預言者及び此書の言を守る者と同一僕なり爾たゞ神を拜せよ十 彼また我に曰ける此書の預言の言を封ずること勿れ蓋時近ければ也十一 不義者の不義なる任にし汚穢者の穢き任にし義者の義なる任にし聖者の聖き任にせよ十二 且れ速かに至らん必ず報應あり各人の行ふ所に循ひて之に報べし十三 我のアルバ也オメガなり首先なり末後なり始なり終なり十四 彼の衣を洗ひし者の福なり彼等の生命の樹の果を受ることを得また門より城入ることを得べし十五 犬および魔術を爲もの奸淫を行ふもの人を殺すもの偶像を拜する者また凡て謊言を好て虚妄を行ふもの城の外に居なり十六 我イエス且が使者を遣して此事を爾曹諸教會に證す我のダビデの根また其苗裔なり我の輝く曙の明星なり十七 靈と新婦といふ來れど之を聞者も來れといへ渴者の來るべし願ふ者の價なしに生命の水

十八 我の飲べし十八 我この書の預言の言を聞者に證をなす若この書の預言の言に加る若あれバ神この書に録す所の災を以て之に加へん十九 若この書の預言の言を削る者あれバ神之をして此書に録す所の生命の樹の果と聖城とに與ること莫らしむ二十 此事を證する者いひける我必らず速かに至らんアメン主イエスよ來り給へ三願くは主イエスの恩寵すべての聖徒と共に在んことを

新約全書約翰默示錄終

明治卅七年三月二十六日印刷
明治卅七年三月三十一日發行

翻譯兼
發行者

神奈川縣橫濱市山手町二百廿三番地
米國人

ヘンリー・ルミス

印刷者

神奈川縣橫濱市太田町五丁目八十七番地

村岡平吉

發行所

神奈川縣橫濱市山下町七十六番地

米國聖書會社

印刷所

神奈川縣橫濱市山下町八十一番地

福音印刷合資會社

明倫彙編
家範典
卷之三十一
一
一

明倫彙編

家範典

卷之三十一

一

一

一

一

一



